

西原村地域防災計画

一般災害対策編



令和4年度修正

西原村防災会議

西原村地域防災計画

----- 一般災害対策編 -----



制 定 昭和 38 年 1 月 8 日

修 正 令和 4 年 6 月 30 日

----- 目 次 -----

第 1 章 総 則	1
第 1 節 目 的	3
第 2 節 計画の性格及び基本方針	3
第 3 節 防災計画の修正・周知徹底	4
第 4 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務	4
第 5 節 西原村の地勢及び気候風土	10
第 6 節 西原村の災害履歴	11
第 7 節 災害想定	12
第 2 章 災害予防計画	18
第 1 節 水害・土砂災害予防計画	20
第 2 節 建築物等災害予防計画	24
第 3 節 火災予防計画	25
第 4 節 危険物等災害予防計画	28
第 5 節 文化財災害予防計画	29
第 6 節 災害危険地域指定計画	31
第 7 節 気象観測施設等整備計画	33
第 8 節 防災業務施設整備計画	34
第 9 節 物資・資機材整備・調達計画	36
第 10 節 地域防災力強化計画	38
第 11 節 防災知識普及計画	41
第 12 節 自主防災組織等育成計画	45
第 13 節 防災訓練計画	46
第 14 節 避難収容計画	50
第 15 節 避難行動要支援者等支援計画	56

第16節	医療保健計画	58
第17節	災害ボランティア計画	59
第18節	防災関係機関等における業務継続計画	61
第19節	受援計画	62
第20節	公共施設等災害予防計画	63
第3章 災害応急対策計画		65
第1節	組織計画	67
第2節	職員配置計画	70
第3節	災害警備計画	74
第4節	応援要請計画	75
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	78
第6節	予警報等伝達計画	81
第7節	通信施設利用計画	85
第8節	情報収集及び被害報告取扱計画	86
第9節	広報計画	89
第10節	水防計画	92
第11節	消防計画	96
第12節	避難収容対策計画	99
第13節	災害救助法等の適用計画	107
第14節	救出計画	109
第15節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	111
第16節	医療救護計画	113
第17節	食料調達・供給計画	116
第18節	給水計画	118
第19節	生活必需品供給計画	120
第20節	救援物資要請・受入・配分計画	122
第21節	住宅応急対策計画	124
第22節	交通規制計画	126
第23節	輸送計画	128
第24節	緊急通行車両確認計画	130
第25節	民間団体活用計画	132
第26節	労務供給計画	134
第27節	保健衛生計画	136
第28節	災害ボランティア連携計画	139
第29節	廃棄物処理計画	141
第30節	文教対策計画	145
第31節	障害物の除去計画	148

第32節	公共施設、ライフライン等応急工事計画	150
第33節	石油供給計画	152
第34節	航空機災害応急対策計画	153
第35節	建築物・宅地等応急対策計画	154
第36節	その他の災害応急対策に必要な事項	2
第4章 災害復旧計画		4
第1節	災害復旧・復興の基本方針	6
第2節	公共土木施設災害復旧計画	8
第3節	農林水産業施設災害復旧計画	10
第4節	その他の災害復旧計画	12
第5節	被災農林業の経営安定計画	14
第6節	被災中小企業振興計画	15
第7節	被災者自立支援対策計画	16
第8節	復興計画	21

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西原村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって村の地域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

(1) この計画は、西原村防災会議が作成する「西原村地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本村における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

この計画に定めのない事項及び地震・大規模災害対策については、「西原村地域防災計画」の「地震・大規模災害対策編」に定めるところによる。

(2) 「西原村地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び「熊本県地域防災計画」に基づき実施するとともに、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「熊本県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 近年の災害教訓を踏まえた防災体制の確立
- (2) 自主防災体制の確立
- (3) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (4) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (5) 各種災害対策の推進
- (6) 関係法令の遵守

第3節 防災計画の修正・周知徹底

1 防災計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正するものとする。

2 防災計画の周知徹底

本計画は、村の職員、関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知徹底を図るよう措置するものとする。

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務

1 防災関係機関の責務

(1) 西原村

村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、村の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(2) 熊本県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動に協力する責務を有する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 西原村防災会議

災害対策基本法の規定に基づき、西原村防災会議を設置する。

防災会議の組織及び所掌事務は次のとおりとする。

(1) 組織

会 長	西原村長
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定地方行政機関のうち村長が任命する者 ② 熊本県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 ③ 大津警察署長 ④ 村長が部内の職員のうちから指名する者 ⑤ 西原村教育委員会教育長 ⑥ 益城西原消防署長及び消防団長 ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者 ⑧ 公共的機関の代表者等のうちから村長が任命する者 ⑨ 区長会の代表者

(2) 所掌事務

- ア 西原村地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- イ 西原村の地域に係る災害の発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- ウ 水防法第25条の水防計画を調査審議する。
- エ その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 処理すべき事務又は業務

防災に関し、関係機関はおおむね次の事務又は業務を処理する。

(1) 西原村

所掌事務についての防災対策

- ア 村防災会議に関する事務
- イ 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策
- ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査
- エ 消防、水防その他の応急措置
- オ 被災者に対する救助及び救護措置
- カ 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- キ 村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導

ク その他村の所掌事務についての防災対策

(2) 警察（大津警察署）

災害時における治安、交通、通信等警察行政に関する対策

(3) 県（熊本県阿蘇地域振興局）

所掌事務についての防災対策

(4) 消防機関（熊本市消防局益城西原消防署）

- ア 火災予防等各種災害予防
- イ 火災、水災等の応急対策
- ウ 罹災者救出等被災者の救出救護
- エ 防災行政無線による緊急連絡等

(5) 消防団

- ア 災害防護および応急復旧対策
- イ 防災行政無線による緊急連絡等

(6) 指定地方行政機関

ア 九州財務局

- ① 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること
- ② 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- ③ 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
- ④ 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等

イ 九州農政局

- ① 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成
- ② 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策
- ③ 応急用食料の調達・供給対策
- ④ 主要食料の安定供給対策

ウ 九州厚生局

- ① 災害状況の情報収集、通報
- ② 関係職員の現地派遣
- ③ 関係機関との連携調整

エ 九州森林管理局

- ① 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理
- ② 災害応急用材の需給対策

オ 九州経済産業局

- ① 災害時における物資の供給及び価格の安定対策
- ② 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること

カ 九州産業保安監督部

- ① 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること
- ② 火薬類、高压ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策

キ 九州総合通信局

- ① 非常通信体制の整備に関すること
- ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
- ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること
- ④ 災害時における電気通信の確保に関すること
- ⑤ 非常通信の統制、監理に関すること
- ⑥ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

ク 福岡管区気象台・熊本地方気象台

- ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと
- ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること

ケ 熊本労働局

- ① 工場及び事業所等における労働災害防止対策

コ 九州管区警察局

- ① 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- ② 広域的な交通規制の指導調整に関すること
- ③ 災害時における他管区警察局との連携に関すること
- ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
- ⑤ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること
- ⑥ 災害時における警察通信の運用に関すること

サ 九州運輸局・熊本運輸支局

- ① 災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導
- ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令
- ③ 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整

シ 熊本空港事務所

- ① 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助
- ② 避難航空機の搜索及び救助

セ 九州地方整備局

- ① 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施
- ② その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと

ソ 九州地方環境事務所

- ① 災害廃棄物等の処理対策に関すること
- ② 環境監視体制の支援に関すること
- ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

タ 九州防衛局

- ① 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ② 米軍施設内通行等に関する連絡調整

(7) 自衛隊

ア 天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

(8) 指定公共機関・指定地方公共機関

ア 日本郵便株式会社（西原郵便局）

- ① 災害時における郵便業務運営の確保
- ② 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
(ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
(ウ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
(エ) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

- ③ 災害時における郵便局窓口業務の確保

イ 西日本電信電話株式会社（熊本支店）

- ① 電気通信施設の防災対策
- ② 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達

ウ 日本銀行（熊本支店）

災害時における金融対策。すなわち預貯金、り災関係手形および災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き替えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。

エ 日本赤十字社（熊本県支部）

- ① 災害時における医療、助産及び死体処理の実施
- ② 災害援助等の奉仕者の連絡調整
- ③ 義援金品の募集配分

オ 日本放送協会及び放送報道関係

- ① 気象予警報、災害情報等の災害広報対策

カ 自動車運送機関

- ① 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保

キ 電力供給機関

- ① 電力施設の保全、保安対策
- ② 災害時における電力供給計画

ク ガス供給機関

- ① ガス施設の保全, 保安対策
- ② 災害時におけるガス供給計画

ケ 西日本高速道路株式会社九州支社

- ① 有料道路及び施設の防災対策

コ 公益社団法人熊本県医師会

- ① 災害時における医療、助産等の救護

サ 一般社団法人熊本県歯科医師会

- ① 災害時における歯科医療等の救護

シ 公益社団法人熊本県薬剤師会

- ① 災害時における薬剤師活動や医薬品等供給

ス 公益社団法人熊本県看護協会

- ① 災害時における医療、助産等の救護

セ 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

- ① 災害時における住民支援、ボランティア支援

ソ 一般社団法人熊本県建設業協会

- ① 災害時における応急対策

タ 熊本県土地改良事業団体連合会

- ① 溜池及び水こう門等の整備と防災管理
- ② 農地及び農業用施設の被害調査および復旧

(9) その他公共的団体および防災上重要な施設の管理者

ア 小中学校

- ① 避難施設の整備及び避難訓練
- ② 被災時における教育対策

イ 阿蘇農業協同組合（西原中央支所）

- ① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ② 農作物の災害応急対策の指導
- ③ 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋
- ④ 被災農家に対する融資斡旋

ウ 西原村商工会

- ① 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力
- ② 災害時における物価安定についての協力、徹底
- ③ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

エ 阿蘇森林組合

- ① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ② 森林の被害応急対策の指導
- ③ 復旧資材の確保についての協力

オ 小森土地改良区

- ① 溜池及び水こう門等の整備と防災管理
 - ② 農地及び農業用施設の被害調査並びに復旧
- カ 病院等経営者
- ① 溜避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護
 - ② 災害時における負傷者等の医療、助産救助
- キ 社会福祉施設経営者
- ① 避難施設の整備と避難等の訓練
 - ② 被災時における収容者保護
- ク 金融機関
- ① 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
- ケ 危険物施設の管理者
- ① 安全管理の徹底
 - ② 防災施設の整備

第5節 西原村の地勢及び気候風土

本村は、熊本県の中心都市熊本市から東方 20 kmに位置し、東は阿蘇郡南阿蘇に北部は大津町、北西部は阿蘇くまもと空港に、南は上益城郡御船町および同郡山都町にそれぞれ接している。

村の東部は、阿蘇外輪山の一部である標高 1,095mの俵山を中心に広大な原野と山林からなり、その原野と山林の面積は約 6,126 h a で総面積の 80%を占めている。山麓と益城町に接する台地は本村唯一の耕地として、畑、又は樹園地として利用されている。

鳥子川と木山川流域、また、その他の小河川流域には水田が拓けていて、当村における年間平均気温は 15.8℃で比較的温暖であるが、夏、冬又、朝、夕の温度の変化が激しい。

降雨量は、年平均 2204.9 mm程度で梅雨期から夏期にかけて多く、冬期は少ない。また、風向きは西からの微風が多く、春先には俵山からの風（俗に西原の「まつぼり風」という。）が強く農作物に被害を与えている。（気温、降水量の出典：気象庁ホームページ、地点「益城」の平年値（2003～2010）を使用。）

第6節 西原村の災害履歴

本村における過去の災害履歴は次のとおりである。

西原村における災害履歴（風水害）

年 月 日	種別	被 害 の 状 況	
昭和28年6月26日	水害	1 人的災害	死 者 1 人
			重傷者 2 人
			軽傷者 数人
		2 家屋被害	流失家屋 19戸
			全壊家屋 14戸
			半壊家屋 17戸
			浸水家屋 92戸
		3 田畑被害	流失埋没 113 h a
			冠 水 125 h a
		被害総額	
昭和63年 5月 3日 総雨量 396.5mm 最大 50mm/h	水害	1 人的災害	な し
		2 家屋被害	一部破損 1 戸
			床上浸水 16戸
			床下浸水 46戸
		3 田畑被害	流失埋没 5 h a
			冠水 17 h a
		4 河川決壊	11カ所
		5 橋りょう流失	1カ所
		6 道路決壊	25カ所
		被害総額	

熊本地方気象台の昭和20年以降の観測記録では以下のとおりである。

日最大風速の極値	(平成3年9月27日)	25.8m/S
日最大瞬間風速の極値	(平成3年9月27日)	52.6m/S
日最大1時間降水量の極値	(平成28年6月20日)	94.0mm
日降水量の極値	(昭和32年7月25日)	480.5mm

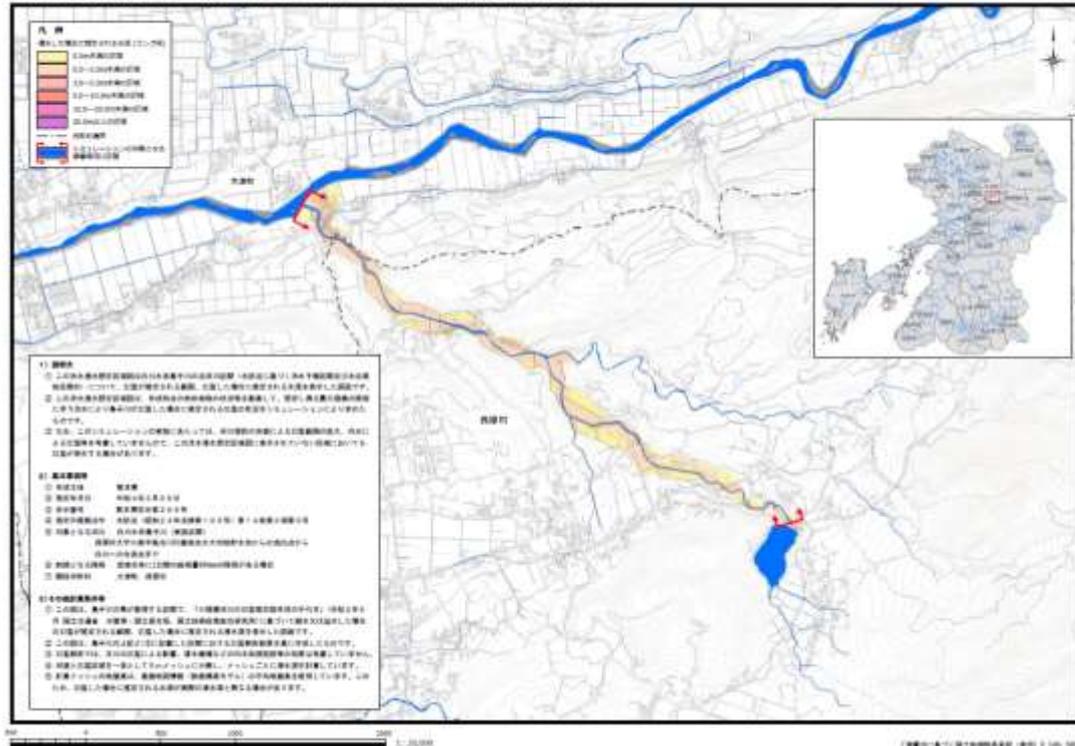
第7節 災害想定

1 洪水浸水想定区域

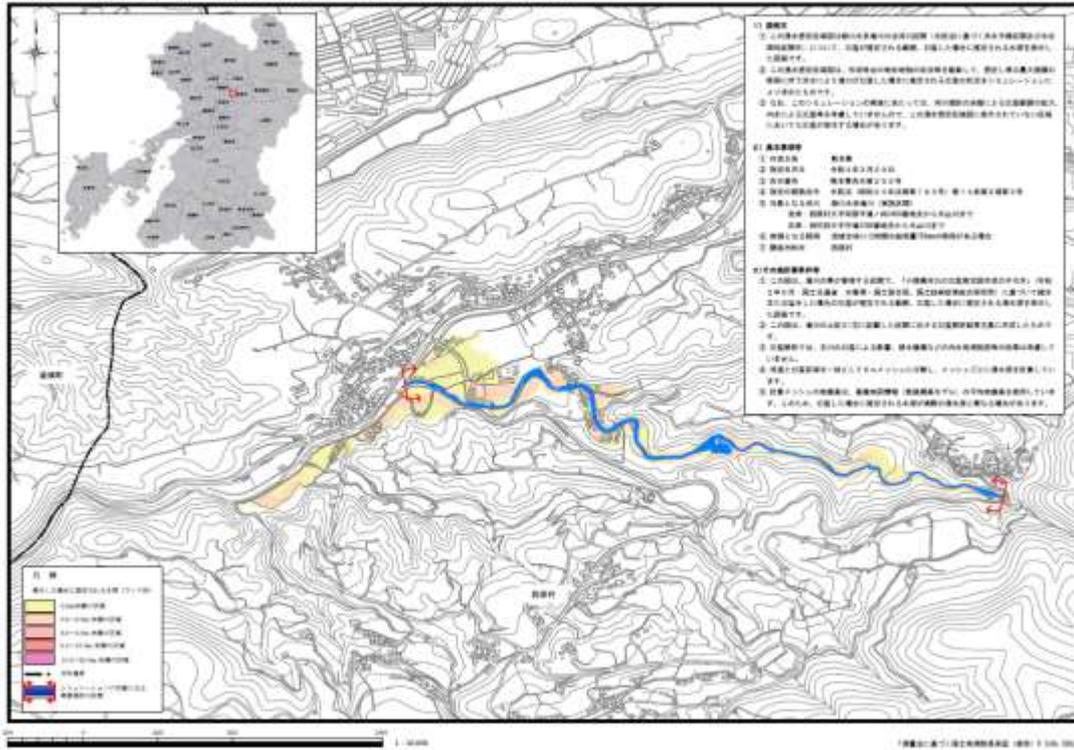
(1) 村域を流れる各河川の洪水浸水想定区域

村域を流れる各河川の洪水浸水想定区域は、次のとおりである。

白川水系鳥子川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



緑川水系滝川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



緑川水系金山川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

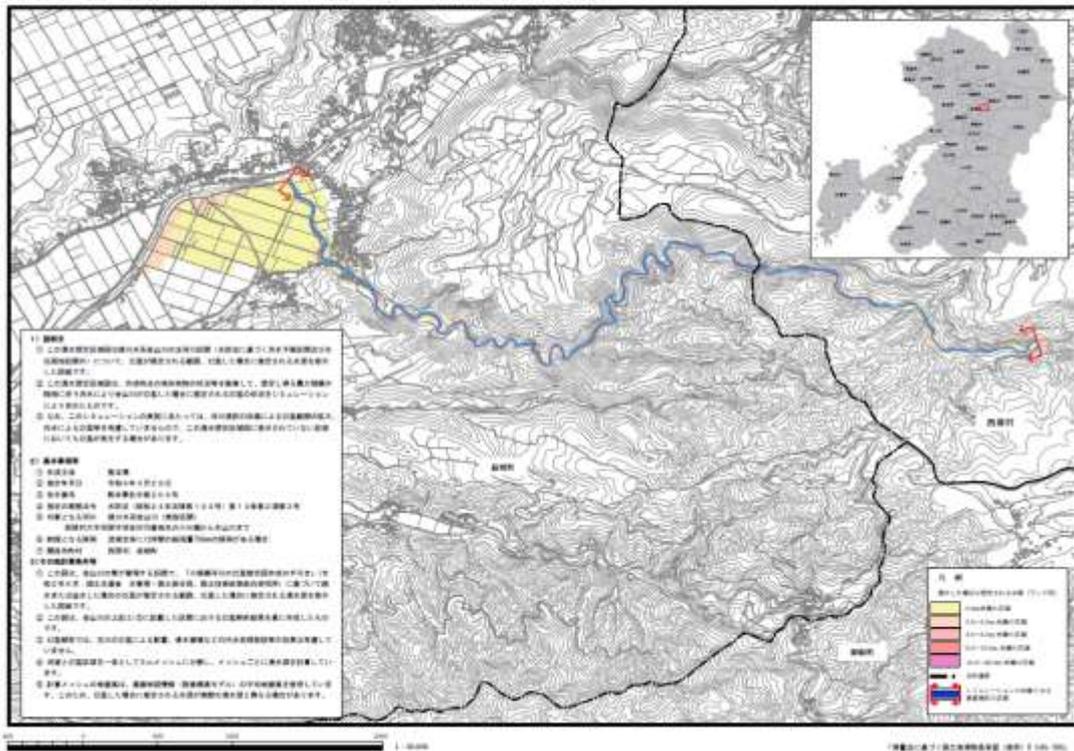


図 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（出典：熊本県）

(2)ため池浸水想定区域

村域における3か所のため池（宮山ため池、布田ため池、下小森ため池）の浸水想定区域は、次のとおりである。

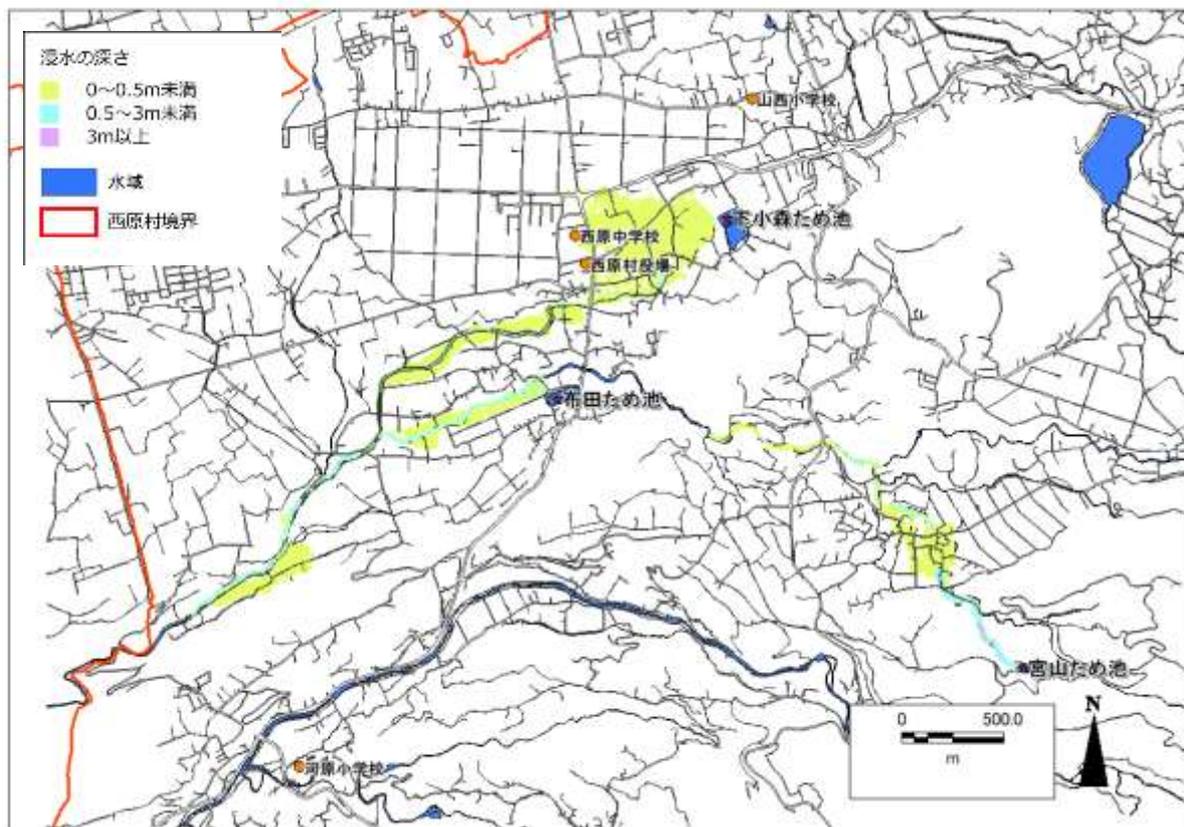


図 木山川の浸水想定区域
(西原村ため池ハザードマップデータをもとに作成)

2 土砂災害等の危険区域

村域における急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等は、次のとおりである。



図 土砂災害警戒区域等
(出典：西原村防災マップ)

第2章 災害予防計画

第1節 水害・土砂災害予防計画

水害・土砂災害を予防するために必要な事業又は施設の整備についての計画である。

1 治山、治水対策

【建設課、総務課、県】

(1) 治山・治水対策

雨水の状況及び土砂の水流への流入状況を把握し円滑な排水を行うべく、村内河川の掘削、護岸等改修整備、砂防事業の促進を図る。

(2) 水防法に基づく対応

村は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域について、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又はその他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保計画の作成及び避難誘導、浸水防止活動等の訓練を行うものとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料1-1 重要水防区間（県知事管理区間）
- ・資料1-9 危険区域における要配慮者等が利用する施設一覧

2 道路、橋りょう対策

【建設課、県】

水害に備え、パトロールを強化し、道路、橋りょう等の被害を防止し、又は被害の誘因となるものはこれを排除する等常に維持補修につとめ予防に万全を期す。

(1) 道路面の流水防止

出水により水没する道路のかさ上げや、側溝のしゅんせつ、水切りを良くし横断こう配の整正等路側を整備し、特に山間部からの流水に重点をおく。

(2) 橋の保全

橋脚のごみの排除及び補修、橋台、石積の洗掘箇所の補強

(3) 下水溝等の維持補修

側溝、暗きょ等流木及びじんかい等の滞溜を防止するとともにのみ口を閉そくしないようしゅんせつし、又は山間部よりの流出土砂の堆積したものを除去する等常に機能の正常化に努める。

3 農業関係対策事業

【産業課、県】

(1) 農作物

ア 農業用施設等の管理指導

イ 倒伏、冠水等に関する対策並びに防除用農薬等の備蓄及び器具の整備

(2) 老朽化した農地、農業用施設（溜池、頭首工、水路、農道）の整備、補強を図る。

(3) 畜産

ア 飼料の備蓄に関し、農家及び取扱い団体等に対する指導

イ 防疫用資材、緊急医薬品及び器具の整備

(4) 林業

ア 保安林の造成

イ 林道、側溝、山地溪流の整備、清掃

4 危険区域の警戒巡視

【建設課、消防機関】

危険区域の警戒については、消防機関が年1回以上巡視する。また、各所管課においては随時、現地調査をする。特に6月から10月の間は、現地検分を厳に行い、警戒に万全を期す。

5 えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池

【建設課、県】

(1) ため池ハザードマップの周知

村では、平成29年度に下流の住宅等に被害が発生することが想定されるため池（宮山・布田・下小森）のハザードマップを作成しているため、住民に対して周知を図るものとする。

(2) ダム管理者等の村長への連絡

ため池の管理人は、特に雨期における貯水量に注意するとともに、その状況を村長へ連絡する。

6 地すべり防止対策

【建設課、県】

地すべり危険地域のうち地すべり防止地域については、地区指定を受け、防止対策を推進する。

また梅雨期、大雨時には雨水の排水に努めるとともに常時巡回を行い、地勢の変化やゆう水

に異常が発見された場合は、警戒体制を整え、必要に応じ村長は、避難について指示するものとする。

7 がけ崩れ及び土石流防止対策

【建設課、消防団、県】

宅地造成に伴うがけ崩れ及び土石流危険区域については、常時監視員をパトロールさせる。また梅雨期及び台風期には、消防団員を中心に特別パトロールを実施し、その状況を情報連絡員に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ災害発生に備える。降雨によりがけ崩れ及び土石流の危険が切迫していると認めるときは、村長は、その地域の住民に対し、警戒又は避難の指示をする。

8 防災集団移転対策

【企画商工課】

豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条第1項の規定により条例で指定された災害危険区域のうち、住民の住居に適当でないと認められる区域内にある住民の集団移転の促進が必要と認められる場合は、関係法令の規定にもとづき地方公共団体が行う集団移転促進事業に要する経費の一部を国が負担し、住民の生命、身体、財産等を災害から保護するものとする。

9 急傾斜地崩壊防止対策

【総務課、建設課、消防団】

(1) 土砂災害防止法に基づく対応

村は、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく土砂災害警戒区域について、次に掲げる事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

なお、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報の伝達方法等を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における避難確保計画の作成及び避難誘導等の訓練を行うものとする。

(2) 警戒避難体制

災害の発生が予想される場合は、消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、情報連絡員との

連絡を密にするとともに住民等に広報を実施する。また、別紙資料編の「避難指示等の発令基準」に基づき、避難指示等の発令、情報の伝達等を行うものとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料1-2 地すべり危険箇所
- ・資料1-3 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・資料1-4 山腹崩壊危険箇所
- ・資料1-5 土石流危険箇所
- ・資料1-6 道路危険箇所
- ・資料1-7 崩壊土砂流出危険箇所
- ・資料1-8 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- ・資料1-9 危険区域における要配慮者等が利用する施設一覧
- ・資料7-3 避難指示等の発令基準

第2節 建築物等災害予防計画

平成28年4月に発生した熊本地震では、村域の多くの住宅が被災した。そのため、村民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等に基づき既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

また、平成16年にたびたび接近・上陸した台風により、県内各地で屋根瓦飛散等の膨大な建物災害が発生しており、建築物の耐風対策を講じる。

1 防災対策の推進

【建設課、消防機関】

- (1) 低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区に対し、建築物の不燃化や耐震化等に向けた啓発を行う。
- (2) 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状に加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

2 既存建築物等の防災対策

【建設課、総務課、消防機関】

- (1) 村耐震改修促進計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。
- (2) 村民にとって身近な木造住宅の耐震化に向け、住宅耐震化補助を受けることができる体制を整備し、全面的に取り組む。
- (3) 既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。
- (4) 建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

第3節 火災予防計画

村民の生命、財産を守るため、火災等による災害を未然に防止する計画であって、消防体制を強化し、科学的な予防施策を進め、防災知識の普及に努める。

1 消防力の強化

【総務課、消防機関】

- (1) 消防水利の定期的検査を行い、消防法（昭和23年法律第186号）に示す基準に従い整備を行うとともに防火水槽及び消火栓の増強を図る。
- (2) 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう常に維持管理及び整備点検を行うとともに機器の充実を図る。
- (3) 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- (4) 民間の消防力組織の育成強化を図る。
- (5) 企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。

2 火災予防査察の強化

【消防機関】

消防法に基づき、益城西原消防署が行う予防査察について次のとおり実施の推進を図る。

- (1) 定期査察
年間査察計画の樹立にあたっては、消防署と連絡を密にし、村内の対象物を定期的に査察するよう依頼する。
- (2) 特別査察
消防署長が特に必要と認めた場合又は査察依頼があった場合に特別査察を実施するもので、これに協力する。
- (3) 警戒査察
火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。
- (4) 住宅査察
住民の協力を得て、消防団幹部を中心に消防署と協力して一般住宅の防火診断を実施する。

3 消防用設備等の維持管理の徹底

【消防機関】

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進するとともに、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

4 火災予防運動の推進

【消防機関】

- (1) 火災予防運動を春秋に実施するとともに必要に応じて行う。
- (2) 随時村広報、防災行政無線放送、報道機関等により、防火思想の普及を行う。
- (3) 時宜に応じて、講習会、講演会、巡回等により一般啓もう活動を行う。

- (4) 住民一人一人の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。
- (5) 防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に高齢者等が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

5 特殊建物火災予防の指導

【消防機関】

公衆の集会所、多人数が勤務する場所、木造大建築物等に対しては、建築内部の進入順路、人命救助の方法、消火方法等についてあらかじめ、万全の対策を講じるよう指導する。

6 耐震耐火構造の推進

【建設課】

火災による建築物の焼失は、大部分が木造であることに起因している。そこで特に密集地域においては、消防力の強化整備とあいまって建築物の不燃化及び耐震化を促進しなければ災害予防は期せられない。したがって老朽住宅等を建て替える際は、不燃組立住宅等防災建築物等への建設を啓発する。

また公共建物のうち、老朽による危険度の高い建物を建替える場合は、耐震耐火建築物を建設するよう努める。

7 林野火災予防計画

【建設課、消防機関】

(1) 山火事防止に関する啓もう宣伝

山火事防止について随時一般の注意喚起に努め、毎年火災の多発する3月を「山火事防止運動月間」に定め啓もう宣伝を行う。

ア 広報車による巡回宣伝、立看板等による宣伝を実施する。

イ 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火思想の啓発を実施する。

(2) 山火事防止の警戒措置

ア 警戒伝達の徹底

村は、消防署と連絡を密にし、乾燥注意報、火災気象通報を受けるときは、消防団に連絡するとともに、広報車、防災行政無線放送等の確実な伝達により地域住民への周知を図る。

イ 村長は、火入にあたっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条を厳守させるとともに、気象の状況が火災の予防上危険な状態であるときは、火災予防条例の定めるところにより火の使用（火入、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

ウ 巡視、監視の強化

村は、消防署等の協力を得て、気象状況が火災予防上危険であると認めるとき及び山火事の多発期間中（1～3月）、行楽シーズン等山林への多数の人が出入りする時期には、山

林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

エ 森林の防火管理の徹底

村は、森林所有者に対し、防火帯、防火道、防火用水等の設置整備を指導する。

第4節 危険物等災害予防計画

1 危険物製造所等の現況

【消防機関】

本村における消防法の規制対象となる危険物製造所等の現況は別紙資料編のとおりである。

◆資料編参照箇所

- ・資料2-1 危険物製造所等の現況

2 危険物貯蔵所等の予防措置

【消防機関】

- (1)危険物貯蔵所等の予防査察は年間計画に基づき実施し、消防設備の維持管理及び変更等の届出を励行させる。
- (2)実務に携る危険物取扱い主任者に対しては、県庁主管課、危険物協会等と共催して再教育を実施し、法令の遵守及び資質の向上を図る。
- (3)少量危険物は、熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）により、技術上の基準が規定され、また届出の義務がある。これらには届出の励行を図るとともに、危険物取扱いの資格を取得するよう積極的に指導する。
- (4)プロパンガスは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）により経済産業省及び県の所管とされているが、一般家庭における普及と消費の増大は著しいものがあり、事故の発生を予想されるので、一般家庭及び販売店のプロパンガスを重点とした防災点検を実施する。

第5節 文化財災害予防計画

1 文化財の災害予防対策

【教育委員会】

現在、全国的に文化財の災害で最も多いのは、火災によるものである。特に有形文化財にあつては、木質、紙質、布質等が多いので、火災により被害を受けることが多い。これは、明治30年文化財の指定制度が確立されてから今日までの間に、火災によって焼失した指定建築物が230余棟にも達していることでも明らかである。その他風水害や地震による被害も多い。

(1) 講習会の開催等

次により防災思想の普及を図る。なお、防災施設については補助制度の対象としている。

- ア 文化財講習会を開催し、関係者の文化財保護に対する認識を高める。
- イ 村教育委員会と地元警察、消防機関および所有者との連絡を密にし、防災について指導する。
- ウ 所有者に対し、保存の方法について指導する。

(2) 防火対策

文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づき、防火に関し、次のとおり措置するよう指導する。

- ア 防火管理の体制を確立する。管理団体である村において防火計画を樹立し、これに基づき防火訓練、防火講習会または研究会等を積極的に実施し、防火体制を確立する。
- イ 環境の整理整とんを図る。防火体制と保護活用の両面から防火を主体とした文化財の整理整頓を実施する。
- ウ 火気の使用を制限する。火気の使用は、村火災予防条例により規制する。
- エ 火災危険の早期発見と改善等を図る。火災の発生するおそれのある箇所を調査し、防火診断を受け、これに基づき改善する。なお、建造物の防火施設としては、次の設備を整備するよう指導する。

(ア) 消火設備

- ① 消火器及び簡易消火用具
- ② 屋内消火栓設備
- ③ 屋外消火栓設備
- ④ 放水銃
- ⑤ スプリンクラー設備
- ⑥ ドレンチャー設備
- ⑦ 動力消防ポンプ設備

(イ) 警報設備

- ① 自動火災報知設備
- ② 漏電火災警報器
- ③ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ④ 非常警報器具又は非常警報設備

(ウ)その他の設備

- ① 避雷装置
- ② 消防用水
- ③ 消防進入道路
- ④ 防火塀、防火帯
- ⑤ 防火壁、防火戸

2 出土品・記録類の保管のあり方

【教育委員会】

貴重な出土品・記録類が火災や盗難により消失する事故を防ぐために、保管・整理の方法を工夫し適切に実施する。

第6節 災害危険地域指定計画

災害が予想される区域又は箇所を把握、指定しておき、事前指導又は措置を講じ、もって災害を未然に防止するとともに災害発生時における被害を最少限度にとどめる等、災害応急対策が速やかに実施出来るよう定める。

1 災害危険区域

本村における災害危険区域の指定は別紙資料編のとおりである。

【総務課、建設課】

- (1)重要水防区間（河川、道路）
- (2)地すべり危険箇所
- (3)急傾斜地崩壊危険箇所
- (4)山腹崩壊危険箇所
- (5)土石流危険渓流
- (6)道路危険箇所
- (7)土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

◆資料編参照箇所

- ・資料1-1 重要水防区間（県知事管理区間）
- ・資料1-2 地すべり危険箇所
- ・資料1-3 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・資料1-4 山腹崩壊危険箇所
- ・資料1-5 土石流危険箇所
- ・資料1-6 道路危険箇所
- ・資料1-7 崩壊土砂流出危険箇所
- ・資料1-8 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- ・資料1-9 危険区域における要配慮者等が利用する施設一覧

2 危険区域（箇所）位置見取図

【総務課、建設課】

危険区域（箇所）位置把握のため位置見取図を作成し、調査担当課に備えつけておくものとする。

3 危険箇所の調査

【建設課】

(1)事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査

村長は、災害の発生するおそれがあり又は発生したときは、その災害が拡大されると認められる設備又は物件の除去又は措置について、指示すべき箇所を事前に調査し、的確な指示ができるよう実状を把握しておくものとする。

事前調査の時期及び方法は次のとおりとする。

調査の期日は毎年3月から4月上旬までの間、(総務課、建設課)が消防団の協力を得て行う。ただし措置状況等の調査は必要によって随時行うものとする。

(2)その設備、物件の管理者等への予防警告方法

(1)の調査により設備、物件などの除去、又は措置を行う必要があると認めるときは、その除去又は措置すべき限度等について、これらの所有者又は管理者に対して文書により予告または警告等事前に指導するものとする。

	西総発第	号
	令和 年 月 日	
殿		
	西原村長	印
設備、物件の事前予警告について		
貴殿が管理している下記の設備、物件は災害が発生した場合被害が拡大するおそれがあるので災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第59条により 月 日までに措置されるよう予警告します。		
記		
1, 設備、物件名		
2, 設備、物件数量		
3, 措置の内容		
4, その他		

第7節 気象観測施設等整備計画

【熊本地方气象台、総務課】

本村における気象観測施設の概要は別紙資料編のとおりである。

村は関係機関と緊密な連絡をとり観測資料の収集に努めるとともに十分に活用を図るものとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料3-1 気象観測施設

第8節 防災業務施設整備計画

予警報の伝達、情報の収集を的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるには、通信及び防災拠点等の確保が重要であり、また有事に際し、その機能が有効適切に発揮できるよう通信施設及び防災拠点・設備等を整備する。

1 水防施設

【建設課】

県が所有する本村における水防倉庫及び備蓄資材は別紙資料編のとおりである。

◆資料編参照箇所

- ・資料8－1 水防倉庫及び備蓄資機材一覧

2 通信設備

【総務課】

(1) 防災行政無線設備の充実強化

災害時や緊急時により効果的に情報発信できるよう、デジタル防災行政無線の維持・管理に務める。

(2) 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等、災害時における運用について日ごろから協力体制の強化を図る。

3 防災拠点・避難所等の施設整備計画

【総務課、企画商工課、建設課】

(1) 防災及び避難所の機能を有する特定地区公園施設等の整備

広範な面積を有する特定地区公園は、防災及び災害時に果たす役割も大きい。

本村の災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救急活動、物資輸送活動、医療活動等の防災拠点や、広域的避難所としての重要な役割を担う施設等を含む公園を、関係機関との連携を図りながら、整備を促進していく。整備を促進する主な施設・設備は次のとおりである。

ア 防災活動拠点（特定地区公園等）

イ 避難収容施設（総合体育館等）

ウ 災害応急対策設備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、災害用備蓄倉庫、臨時ヘリポート 等）

(2) 避難路の整備

村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必

要な構造を有する道路の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとします。

また、熊本地震で滑動した盛土や被災した民間宅地擁壁により、指定緊急避難場所等に通じる道路に被害が発生する恐れがあるものは、迅速かつ安全な避難行動を確保するため、滑動崩落防止事業等の実施に努めるものとします。

第9節 物資・資機材整備・調達計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

村は、災害が発生し、物資や資機材の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

【総務課、住民福祉課】

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 村は、住民・事業者が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 村は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 村は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
- (5) 村、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

【住民福祉課、建設課】

- (1) 応急給水
村（水道事業者）は、災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備するものとする。
- (2) 飲料水以外の生活用水の確保
村及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

3 災害用装備資機材の整備充実

【建設課】

- (1) 防災関係機関や民間事業者との連携
村は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

4 燃料備蓄

【住民福祉課】

村及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

5 物資の管理・輸送等

【住民福祉課】

村は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

【物流集積拠点（候補地）】 村民体育館

また、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第10節 地域防災力強化計画

村民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、村は村民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

1 自助

【総務課、村民】

村民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- (ア) 過去の災害の発生状況
- (イ) 気象予報警報等の種別と対策
- (ウ) 防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- (イ) 家族等との連絡方法や集合方法
- (ウ) 就寝場所の安全確認
- (エ) 災害情報の入手方法
- (オ) 近隣の井戸の位置等の確認
- (カ) 防災行政無線個別受信機等のスイッチ確認

ウ 事前の備え

- (ア) 地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- (イ) 防災メールサービスへの登録
- (ウ) 最低3日分(推奨1週間分)の食料、飲料水、生活必需品の備蓄(日常備蓄※を含む。)
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- (エ) 非常持ち出し品(非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等)の準備
※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

2 共助

【総務課、消防団、村民】

村民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平

時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練の実施
 - (ア) 避難指示等の情報伝達訓練
 - (イ) 被害状況（安否確認含む）の把握、村への情報伝達訓練
 - (ウ) 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - (エ) 避難所の運営訓練
 - (オ) 消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - (ア) 地域の見廻り
 - (イ) 地域防災ハザードマップの作成
 - (ウ) 避難行動要支援者の把握
 - (エ) 地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・村への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災活動

【総務課、企画商工課】

(1) 事業所は、村の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

(2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の

継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとする。

ア 防災体制の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 施設の耐震化・耐浪化

エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し

オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

(3)食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、村との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第11節 防災知識普及計画

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、村及び防災関係機関等による災害対策の推進はもとより、村民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため村は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び村民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

さらに、村は、県、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

1 村職員に対する防災教育

【総務課、全職員】

台風、大雨、高潮などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる村職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、防災業務に従事する村職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、村は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ア 村地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法等
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

2 住民に対する防災知識の普及

【総務課、企画商工課】

(1) 普及内容

- ア 西原村地域防災計画の概要
- イ 災害予防及び応急措置の概要
 - (ア) 簡易な気象の知識
 - (イ) 災害危険箇所の認識
 - (ウ) 平素の心構え、準備（非常時用品の準備、3日分（推奨1週間分）の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 等）
 - (エ) 災害発生時にとるべき応急措置
 - (オ) 災害発生時の心得（避難方法、場所等を含む、深夜の豪雨等避難が困難な場合の対応）
 - (カ) 避難所生活のマナーとルール
 - (キ) ペット受入れ可能な避難所、ペットとの同行避難及び飼育の準備等
 - (ク) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
 - (ケ) 自動車運転者の取るべき措置
 - (コ) 被災後の処置等
 - (サ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）
 - (シ) 夕方明るいうちからの予防的避難
 - (ス) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
 - (セ) 避難先及び避難方法
 - (ソ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）

ウ 建築物に関する各種調査の周知

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及方法

- ア 広報誌による普及
村広報誌「広報西原」に防災関係の記事を掲載するとともに、パンフレット等を発行する。
- イ 映画、写真等による普及
防災活動、被害状況等についての映画、写真をとりあげ、各種団体等の会合又は防災講演会等の機会を利用して防災思想の高揚を図る。
- ウ 広報車、無線放送による普及
災害発生の危険がある場合の広報車による巡回広報、防災行政無線放送による一般広報を行う。
- エ 講習会（巡回指導）等による普及

村民を対象として、災害時の心得等防災思想の高揚を図る講演会（巡回指導）を行い、防災知識の普及と指導を行う。

オ 教育による普及

小・中学校及び保育所における教育を通じて、児童・生徒及び園児に修得を図る。

また、研修会等を通じて指導者に対する防災知識の普及を行い、指導者の資質向上を図るものとする。

カ 消防外郭団体による普及

危険物安全協会等により危険物火災はもちろん、一般火災の防火思想を普及する。

3 防災上重要な施設の管理者等への指導

【企画商工課、消防機関】

村は防災関係機関と連携し、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務役割
- (5) 防災業務従事者の安全確保

4 防災相談

【総務課】

村は、住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

5 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等

【総務課、企画商工課】

村は、県や大学、企業、各種団体等と連携し、村内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。また、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味について防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

6 外国人に対する防災知識の普及

【企画商工課】

村は、外国人（在住・来訪）への防災知識普及のため、外国語の表記等分かりやすく説明した防災に関するハンドブック等を作成、配布に努めるものとする。

第12節 自主防災組織等育成計画

災害を初期の段階で最少限度の被害にとどめるため、事務所・事業所等の法令に基づく自衛消防組織、その他自発的な自主防災組織及び地域住民による自主防災組織が災害時に防災活動を積極的に実施することができるよう日ごろから育成強化を図る。

1 地域住民等の自主防災組織

【総務課】

(1) 組織の育成

ア 既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、地域住民等による自主的な防災組織の育成を図る。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

※女性（婦人）防火クラブ、少年幼年消防クラブ、企業の自衛消防隊、地区 等

イ 防災意識の高揚を図るため、消防団幹部を中心にし、住民の共同作業、リーダーの育成強化等の指導を行う。

(2) 防災組織の活動範囲

自主防災組織の活動範囲はおおむね次のとおりとする。

平常時の活動	災害時の活動
①防災に関する知識の普及	①地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達
②地域一体となった防災訓練の実施・参加	②出火防止、初期消火の実施
③情報の収集伝達体制の整備	③地域内における避難指示等の情報伝達
④火気使用設備器具等の点検	④地域住民に対する安否確認及び避難誘導
⑤防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認	⑤避難行動要支援者への避難支援
⑥危険箇所の点検・情報共有	⑥救出・救護活動への協力
⑦避難行動要支援者の把握	⑦避難生活における避難場所、避難所の運営等
⑧地域内にある他組織との連携促進	⑧見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
	⑨避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

(3) 防火組織の連携

日常的な通報体制の確立など地区内の防災組織との連携強化を図る。

2 事業所の自衛消防組織等

【企画商工課、事業所】

(1) 事業所の役割

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、村や県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(2) 主な活動内容

平常時の活動	災害時の活動
①防災訓練の実施 ②施設及び設備等の点検整備 ③従業員等の防災に関する教育の実施 等	①従業員等の安否確認 ②情報の収集伝達 ③出火防止、初期消火の実施 ④避難誘導 ⑤救出・救護の実施及び協力 ⑥避難所の運営協力

3 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画の作成）

【住民、事業所、総務課】

(1) 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(3) 村は、地区防災計画の作成に当たり、必要に応じて、地域への協力等を行うものとする。また、地区防災計画の作成を通じて、地域防災力の向上が図られるよう支援する。

第13節 防災訓練計画

災害対策基本法第48条及び水防法（昭和24年法律第193号）第28条に基づき災害応急対策の

完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり総合的かつ計画的に訓練を実施するための計画である。

1 防災訓練の実施責務と協力

【総務課】

- (1)村は、他の災害予防責任者（災害対策基本法第47条第1項に定める災害予防責任者をいう。）と共同して、必要な防災訓練を行うものとする。
- (2)災害予防責任者の属する機関の職員等は防災訓練計画の定めるところにより、参加するものとする。
- (3)住民その他関係団体は災害予防責任者の行う防災訓練に参加するものとする。

2 総合防災訓練

【総務課】

村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、計画的に実施するものとする。また村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

3 広域防災訓練

【総務課】

村は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

4 複合災害想定訓練

【総務課】

村は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

5 村の個別防災訓練

【総務課、全課】

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、村は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1)参集（非常呼集）訓練
- (2)災害対策本部等設置訓練

- (3)情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
- (4)水防訓練
- (5)消防訓練
- (6)避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (7)救出・救護訓練
- (8)輸送訓練
- (9)安否確認及び避難所運営訓練
- (10)その他必要な訓練

6 住民等の訓練

【総務課、消防機関】

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、村は消防機関及び関係機関と連携し、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

7 学校教育等での訓練

【教育委員会】

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

8 訓練の時期・場所等

【総務課】

(1) 訓練の時期

出水期前等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等を想定して訓練を行うものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作

方法等の習熟を図るものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第14節 避難収容計画

1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

【総務課】

(1) 広域避難場所の整備計画

村は、災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所の整備計画を検討するものとする。

(2) 防災拠点施設の計画

ア 「西原村運動公園」を大規模災害時の防災拠点として、隣接する役場や公共施設と一体となり、防災機能の強化を図る。

イ 公園の役割

(ア) 公園全体を防災拠点施設として位置付ける。

(イ) 避難者の駐車場及び災害派遣部隊（自衛隊・警察・消防等）の現地指揮所、駐車場及び宿泊場所

(ウ) 災害派遣時の野外入浴施設及び炊出し場所の設置

(エ) 非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、非常用便所の設置

(オ) 災害時、テニスコートを含む芝生広場での車中泊及び野外避難場所としての運用

ウ 体育館施設の役割

(ア) 災害時の指定避難所としての運用を行う。

(イ) 救援物資集積場所及び配布場所としての運用

(ウ) 防災備蓄倉庫の設置（公園避難者分の保管を基準）

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、村は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

ウ 指定緊急避難場所については、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

エ 指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、

速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

オ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

カ 指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(4) 避難路

ア 避難路の整備計画

村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

イ 災害発生時に安全な避難路の選定

村は、指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

(5) 避難所の環境整備等

村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備に努めるとともに、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあつては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料7-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧
- ・資料7-2 一時集合場所及び誘導員

2 避難指示等の発令の判断基準の整理

【総務課、建設課】

村は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、避難指示等を行う際には、気象庁や県等に必要な助言を求めることができる「ホットライン」が活用できるようになっている。村は、日頃から連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、連携体制を強化しておくものとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料7-2 避難指示等の発令基準

3 避難誘導の事前措置

【住民福祉課】

(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 村は、災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

(ウ) 避難の勧告又は指示の伝達方法

(エ) 避難後の心構え

イ 警察は、村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、各種警報等が発表された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導

できる避難経路等の確認に努めるものとする。

(2) 広域避難及び被災者の運送

村は、広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。

(3) 多数の者が出入りする施設における対策

工場、事務所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、村、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(4) 児童生徒等の対策

村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(5) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、村担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

4 速やかな避難所開設のための体制構築

【住民福祉課】

村は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。また、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5 避難所運営マニュアルの作成等

【住民福祉課】

村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあら

かじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

また、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

6 避難所におけるボランティア等の受入れ

【社会福祉協議会】

村は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

7 応急仮設住宅建設予定場所の選定

【総務課】

村は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

8 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

【住民福祉課】

市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

9 避難の受け入れ

【住民福祉課】

市町村は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10 帰宅困難者対策

【住民福祉課】

村は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 住民への啓発

村は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

村は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

村は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

村は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

村は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

11 孤立化地域対策

【住民福祉課】

村は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

12 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

【保健衛生課】

村は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、県、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

第15節 避難行動要支援者等支援計画

防災関係機関と連携して災害時の情報提供、避難誘導など様々な場面において、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）に配慮したきめ細かな対策を行うため体制の整備に努める。

1 全体計画の策定

【住民福祉課】

西原村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、避難行動要支援者名簿や避難支援体制などについて、本村の取扱いを定めた全体計画を策定し、共助の仕組みの充実を図る。

2 避難行動要支援者に対する対策

【住民福祉課】

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

ア 名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 高齢者（概ね75歳以上のみの世帯の者）
- (イ) 障がい者（概ね身体・精神障害者手帳1、2級または療育手帳Aの者）
- (ウ) 要介護認定者（在宅の者）
- (エ) 難病患者
- (オ) その他、援護を必要としている者。

原則として上記のうち、在宅で自力避難ができない者、時間を要する者で家族などの支援が望めない者及び援護力が不足している者を対象とする。

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、住民課で把握している障害者や要介護者等の情報を集約する。

ウ 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化していることから、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。

(2) 名簿情報の提供先と地域ぐるみの支援体制

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を図るため、避難行動要支援本人の同

意を得て、平常時より、警察、消防、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に名簿を提供し、協力を得ながら、避難支援等の体制づくりを進める。

(3) 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置

名簿の提供を支援者に限定するほか、提供先に対し、守秘義務の厳守、施錠可能な場所での保管、複製の禁止等を指導するなど、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

(4) 支援者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者からの理解を求めるよう努める。

(5) 避難行動要支援者の個別計画（避難支援プラン）の策定

災害発生時の地域ぐるみの支援体制の充実を図るため、日頃から自主防災組織、支援体制の整った自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画の策定の促進に努める。

3 福祉避難所を含めた避難所の確保

【総務課、住民福祉課】

村及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどなお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市町村は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施する。

4 物資の備蓄等

【総務課、住民福祉課】

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレトーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

第16節 医療保健計画

災害時においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1 災害時における医療救護体制の整備

【保健衛生課】

体制整備の基本的考え方として、村は小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図る。

2 防疫体制の整備

【保健衛生課】

(1) 講習会、研修会等の実施

村は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

ア 村は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

イ 村は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

第17節 災害ボランティア計画

甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

1 地域福祉の推進

【住民福祉課、社会福祉協議会】

村や西原村社会福祉協議会（以下「村社協」という。）は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、村や村社協は、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

2 関係機関との協働体制の構築

【住民福祉課、社会福祉協議会】

村や村社協は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社会福祉協議会との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社会福祉協議会間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備

【住民福祉課、社会福祉協議会】

NPO等のボランティア団体ネットワーク、村社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1)養成と登録

ア ボランティア団体

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

イ 村社会福祉協議会

村社協は、村や県等の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、村と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

村社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2)体制整備

村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

村、村社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

第18節 防災関係機関等における業務継続計画

【総務課】

村及び防災関係機関は、災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、村は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第19節 受援計画

【総務課】

村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定に当たっては、村において次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

(1) 総括（共通）

- ア 応援要請の手順
- イ 受援体制
 - (ア) 受援組織の設置
 - (イ) 受援組織の構成、役割
- ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

- ア 受援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
 - (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
 - (ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
- イ 応援職員の活動環境の確保
 - 応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

- ア 調達先の確認・確保、要請手順
- イ 受入拠点の確保
- ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

(4) 被災市町村への支援

- ア 応援組織の設置
- イ 市町村の受援対象業務の把握
- ウ 県内市町村や他都道府県等との連絡収集体制
- エ 各市町村の受援ニーズ・受援状況把握、全体状況の取りまとめ
- オ 体制が十分でない市町村への受援業務の支援
- カ 職員派遣による被災市町村へのニーズ把握

第20節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、村民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、村、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1 道路・橋梁

【建設課】

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。そのため、道路管理者は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

2 水道

【建設課】

水道の機能が麻痺した場合、村民生活に与える影響は極めて大きいため、水道管理者は、発災に備えて、水道施設等を維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

3 学校施設

【教育委員会】

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、村立学校について、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

4 工事中の建築物等に対する措置

【建設課】

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

防災組織計画は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び編成である。

1 西原村災害警戒本部

【全職員】

村域に被害の発生する恐れがある場合において、主に情報収集・伝達活動等を実施するために必要であると認めるときは西原村災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 気象業務法に基づく災害に関する警報、土砂災害警戒情報が1以上発表されたとき
- イ 災害発生のおそれがあるとき
- ウ その他状況により村長が必要と判断したとき

(2) 災害警戒本部の廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ その他村長が必要なしと認めたとき

(3) 編成

災害警戒本部は、本部長を村長とし、警戒体制にて配備される職員によって構成する。

(4) 役割

災害警戒本部の構成員は、主に情報収集・伝達活動を円滑に行い、本部長に情報を集約するものとする。また、村内の巡視や関係機関との連絡・協力体制を確立する。

◆資料編参照箇所

- ・資料5-2 職員の動員配備体制

2 西原村災害対策本部

【全職員】

村長は、村域の全部又は、一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは非常体制として西原村災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置又は廃止

ア 設置の方法及び基準

災害対策本部の設置に係る、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく、西原村防災会議の意見については、会長の専決処分を認めることとし、設置についてはおおむね次ぎの基準によるものとする。

- (ア) 暴風、大雨、洪水、の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。
- (イ) 村に特別警報が発表されたとき
- (ウ) 警報発表の有無にかかわらず、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。

- (エ)西原村に大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生し、必要と認めるとき。
- (オ)西原村域に有害物質、放射性物質等大規模な被害を誘発する物質が大量放出されたとき。
- (カ)多数の死傷者を伴う、自動車、航空機等の事故、その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。
- (キ)その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

イ 廃止の基準

本部長は、災害発生のおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

ウ 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに、県、警察署長、消防署長、隣接市町村に通報すること。

(2)災害対策本部の設置場所

- ア 災害対策本部は、村庁舎内に設置する。
- イ 村庁舎が被災等により使用不能になった場合又は倒壊等の危険がある場合は、次の施設を代替施設に指定する

【代替施設】村民体育館（住所：西原村大字小森 3263-1）

(3)災害対策本部の任務

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害対策の連絡調整に関すること。
- ウ 水防、その他災害の応急対策に関すること。
- エ 災害救助その他の民生安定に関すること。
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- カ その他、災害の発生の防御又は拡大のための措置に関すること。

(4)災害対策本部の組織及び分掌事務

ア 組織

災害対策本部の組織編成は別紙資料編のとおりとする。

イ 災害対策部の分掌事務

各対策部、班の任務分担事務は別紙資料編のとおりとする。

ウ 本部会議

本部長は、村災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関し、協議するため災害対策本部を設置したとき及びその後必要のつど本部会議を招集する。

本部会議の協議事項はおおむね次のとおりとする。

- (ア)本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (イ)重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (ウ)自衛隊の災害派遣に関すること。

(エ) 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

エ 本部室の設置と運営

(ア) 本部室の設置

村災害対策本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の統轄的業務を処理するため、本部室をおく。本部室は本部長が別に定める場所に設けるその運営管理は、総務対策班が担当する。

(イ) 本部連絡員の配備

各課長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ災害情報把握整理、各部班に対する連絡、通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動に当らせる。

(ウ) 災害対応経験者の招集

本部長は、熊本地震時における中心的な災害対応経験者や被災地への支援経験者を災害対策本部に招集し、災害対応経験者等による、発災直後において、全体を俯瞰した戦略的な応急対策活動を展開するものとする。

オ 本部長（村長）の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できない場合は、次の順位により指揮権限が委任される。

第1位 副村長

第2位 総務課長

カ 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できない場合は、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

◆資料編参照箇所

- ・資料4－1 災害対策本部の組織編成
- ・資料5－1 災害対策本部事務分掌
- ・資料5－2 職員の動員配備体制

第2節 職員配置計画

災害応急対策活動を実施するため必要な人員を動員配置するための計画である。

1 職員の配置基準

【全職員】

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合における村職員の配置はおおむね次の基準により行うものとする。なお、この実施運用については、総務課長が災害発生のおそれのある注意報又は警報を受けたときは、関係課長を招集し、情報を検討して、待機職員の指示、その他の応急処置を講ずるとともに村長に必要な進言を行うものとする。

(1) 災害対策本部設置前の配置体制

ア 注意体制

気象業務法（昭和27年法律第165号）等に基づく災害のおそれがある注意報で大雨注意報、洪水注意報が発表された場合は、総務課長において注意体制をとる必要があると認めるときは、その旨を宿直者に伝え、予警報の伝達、災害情報ならびに被害報告の収集にあたるものとする。

イ 警戒体制

気象業務法に基づく災害に関する警報、土砂災害警戒情報が1以上発表されたとき、又は災害発生のおそれがある場合、もしくは、災害が発生した場合は、総務課長の指示に基づき配置体制（2名程度の職員でもって編成するが、要員については別に定める）を行い、警報の伝達、災害の情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。

(2) 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

ア 配置体制の基準

区分	配置時期	配置内容
第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合 イ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達災害情報及び被害報告の収集、水防救助活動が円滑に行い得る体制とする。
第2配置	ア 特別警報が発表された場合 イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ウ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。
第3配置	ア 村内全域にわたる災害が発生し、被害の甚大な場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。配置時期のアの事項をテレビ・ラジオ等で確認した場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め自主的に登庁するものとする。

イ 前記の第1配置、第2配置及び第3配置の職員の各体制下における職員配置基準は、おむね別紙資料編のとおりとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料5-2 職員の動員配備体制

2 職員の動員、配置のための伝達系統

【総務対策班】

(1) 平常勤務の場合

ア 総務課長は、職員の配置体制をとったときは、関係課長に対して配置決定の指示を行うとともに庁内放送等により全職員に対し、その旨連絡する。

イ 消防団各分団に対しては、総務課がその旨連絡する。

ウ 対策関係課長は、それぞれの所管する関係事務所等へその旨連絡する。

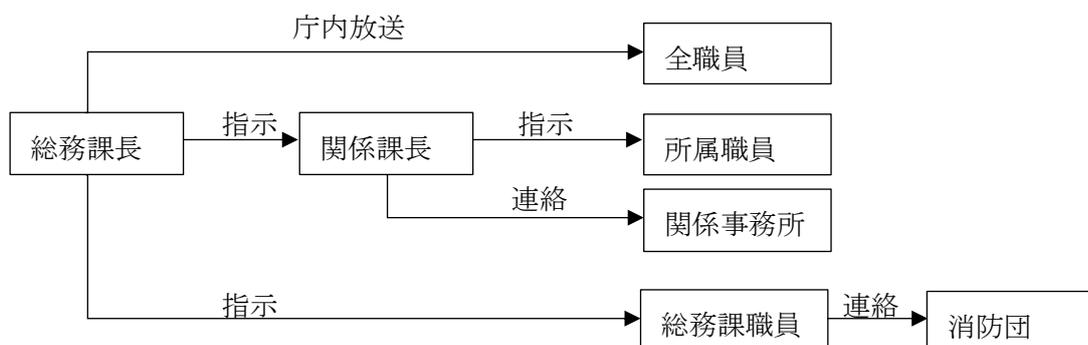


図 伝達系統図

(2)勤務時間外、休日等の場合

- ア 当直者は、県（危機管理防災課）、電話局等から本計画に定める配置体制に該当する注意報、警報等の通報があった場合には、総務課長及び各関係課の課長に連絡する。
- イ 各課の課長は直ちに関係配置職員（消防団員を含む）に緊急連絡をとる。
- ウ 配置職員は、招集の通知を受けたときは、直ちに登庁し、登庁した旨を総務課長及び所属課長に連絡するとともに所定の業務につく。
- エ 配置職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は災害のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、積極的に関係方面へ連絡をとり、所定の配置に就くよう努めなければならない。

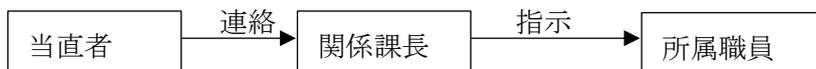


図 伝達系統図

(3)連絡方法

- ア 有線電話、使送等確実な方法により連絡する。
- イ 特に緊急配置を必要とするときは、庁用自動車により、配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。

(4)配置体制の解除

配置体制の原因となった気象予警報が解除されるなど災害発生のおそれなくなったと本部長が認めたときは、総務課長は、関係課と協議のうえ配置体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

3 他機関に対する出動応援要請

【総務対策班】

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、村長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により、他の地方公共団体又は国の機関の職員の派遣を要請することが出来る。又災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣のあっせんを求めることが出来る。

(1)村の体制

災害応急対策又は災害復旧のための職員の派遣を受けた際の取扱は、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

(2)災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により支給する。

(3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員には、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288条）第18条の規定、
県からの派遣職員には、地方自治法第252条の17第3項の規定によるものとする。

第3節 災害警備計画

1 県警察の体制

【県警察】

災害が発生するおそれ、又は発生した場合において、県警察本部では、災害警備本部等を設置し、災害の発生を防ぎ又は災害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の防止、交通の規制等の応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたるものとしている。

2 災害時の活動内容

【県警察】

災害に対処する県警察の警備体制の時期及び活動内容は、次のとおりである。

種別	時期	活動内容
災害警備準備室	気象情報その他から判断して、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合	①関係機関との連絡 ②気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 ③装備資機材の整備
災害警備対策室	①風水害に関する警報が発せられた場合 ②津波注意報が発せられた場合 ③震度4以上の地震が発生した場合 ④火口周辺警報（噴火警戒レベル3（入山規制））が発せられた場合	①関係機関との連絡 ②気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 ③救助活動の把握と措置 ④避難状況の把握 ⑤避難の指示及び誘導 ⑥交通秩序の維持 ⑦通信の確保

第4節 応援要請計画

村の関係機関は、災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

1 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

【総務対策班】

村は、その区域において地震等の災害に被災し、単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）に基づき、応援を行うものとする。

なお、村は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に被災市町村から要請があった事項

2 消防機関相互の応援要請等

【消防機関】

(1) 熊本県消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。応援の要請は、「熊本県消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊

災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、災害発生時の出動体制を整備している。

3 県への応援又は応援斡旋の要請、国・県による代行

【総務対策班】

村は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。

4 「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼

【総務対策班】

村が被災した場合、必要に応じ、村長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」等の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。

5 災害時応援協定を締結している団体等への要請

【総務対策班】

村は、大規模災害等の発生により必要があると認める場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

なお、村が締結している災害時応援協定は「災害時応援協定等一覧」（別紙資料編）とおりである。

◆資料編参照箇所

- ・資料11-1 災害時応援協定等一覧

6 相互応援の強化

【総務対策班】

村は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、広域的な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

7 複合災害における応援要請

【総務対策班】

村及び関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

8 応援・受援体制の整備

【総務対策班】

村は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

村は、総務班に受援・応援の総合窓口を置き、各班から報告された情報に基づき、応援受援

の総合調整を行うものとする。協定先への要請は、事務分掌に基づき各所管から行うものとし、各応援・受援状況については総務班に報告するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害応急対策実施のために自衛隊の派遣を要請する場合は、次の手続きによる。

1 要請する災害

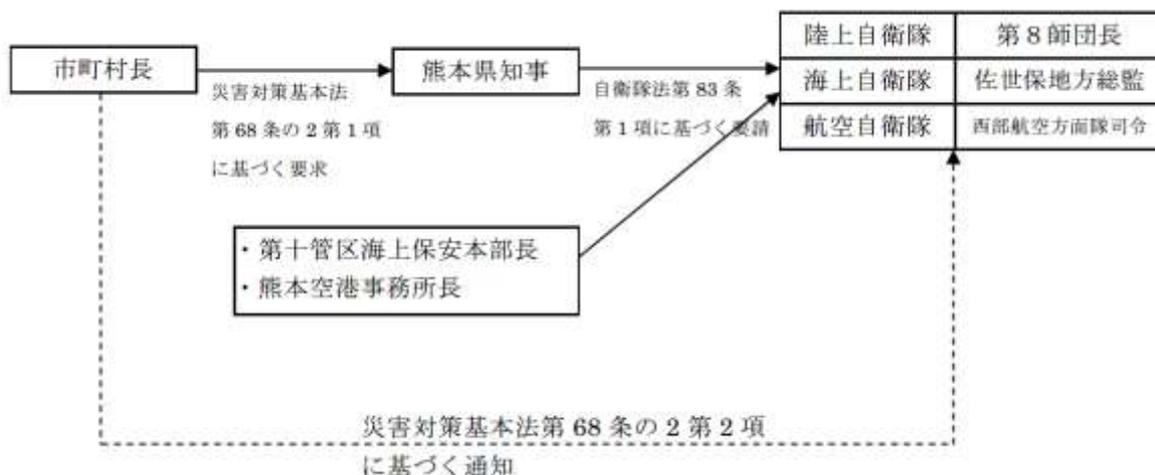
【総務対策班】

災害が発生し、もしくは発生しようとしているとき人命、身体または財産保護のため、必要な応急対策の実施が村だけでは不可能、若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき要請する。

2 要請の手続

【総務対策班】

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書又は口頭により、県阿蘇地域振興局長を経由し知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合は、直接県危機管理防災課に電話等迅速な手段で行い、その後速やかに要請書を提出する。



(1) 災害の状況

- ア 被災（被災予想）地域
- イ 被災（被災予想）状況
- ウ 被害（被害予想）状況（人命、財産等）
- エ 今後の見通し

(2) 要請する理由

- ア 村の措置状況
- イ 自衛隊の派遣を必要とする理由

(3) 派遣を必要とする期間

- (4)派遣を希望する区域及び活動内容
- (5)その他参考となる事項

3 自衛隊の活動範囲

【自衛隊】

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次に掲げる活動を行う。

- (1)人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2)消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3)水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4)救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5)道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6)医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7)給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8)給食：炊事車による炊飯（温食）
- (9)宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- (10)入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

4 連絡担当者

【総務対策班】

- (1)村長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- (2)連絡担当者は、部隊の受け入れ及び作業について現地における村の責任者として、県、部隊及び村との連絡にあたる。

5 派遣要請後の措置

【総務対策班】

村長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて部隊の作業を援助し、災害派遣要請の目的を達するよう努める。

- (1)部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との協調をはかる。
- (2)自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (3)応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4)部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

6 派遣部隊の撤収要請

【総務対策班】

村長は、派遣目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要

領に準じて撤収要請（撤収時期及び理由）を行う。

7 派遣に要する経費の負担

【経理対策班】

部隊の活動に要した経費のうち次に掲げるものは、村の負担とする。

- (1) 部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
- (2) 部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料金及び水道料金
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金
- (4) 活動のため現地で調達した資材等の費用

その他必要な事項については、協議して定める。

第6節 予警報等伝達計画

災害発生のおそれのある気象業務法に基づく注意報及び警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報」という。）を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するための計画である。

1 予警報等の定義

【総務対策班】

この計画において、注意報、警報、特別警報、火災気象通報、気象情報は次のとおりとする。

(1) 注意報及び警報、特別警報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台から一般及び関係機関に対してその旨を注意して行う予報をいう。

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づいて熊本地方気象台から一般及び関係機関に対してその旨を警告して行う予報をいう。

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に気象業務法に基づいて熊本地方気象台から一般及び関係機関に対してその旨を警告して行う予報をいう。

※熊本地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準は、別紙資料編のとおりである。

(2) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づいて気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。熊本地方気象台は、熊本県を対象とする熊本県気象情報を発表する。

(3) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを村長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下、かつ熊本の最大風速が7mを超える見込みのとき。

(4) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて村長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時、市町村長が避難指示等を発表する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するよう市町村毎に発表する。

(6) 土砂災害危険度情報

土石災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

◆資料編参照箇所

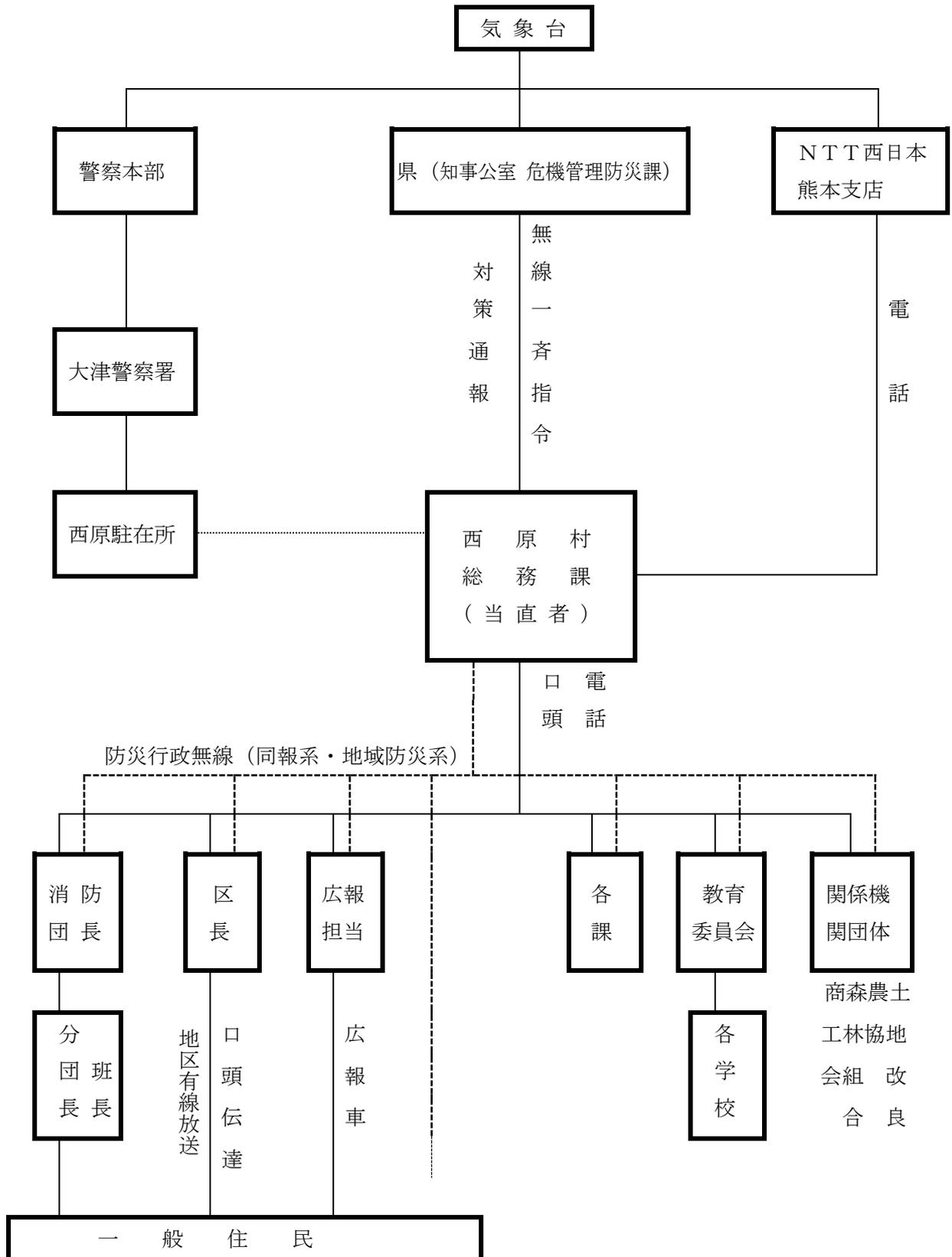
- ・資料6－1 熊本地方気象台から発表される気象警報、注意報の種類及び発表基準

2 伝達系統および実施方法

【総務対策班】

(1) 気象予警報の伝達系統

気象台が発する気象予警報の伝達は次のとおりとする。



(2) 予警報の受入れ伝達

ア 勤務時間内の受入、伝達

国、県等の各機関からの各種予警報、情報は、総務課（災害対策本部設置時は総務対策班）が受け、関係課、消防団等に連絡するとともに、庁内放送等により全職員に周知する。

イ 勤務時間外の受入れ伝達

(ア) 災害対策本部設置前にあっては、当直員が受信し、総務課長及び各関係課長に連絡する。各課長は配備の基準に該当する場合には直ちに各配置職員に連絡する。

(イ) 総務課長は、配置の基準に該当する場合は、必要に応じ消防団、関係団体に連絡する。

(ウ) 災害対策本部設置時にあっては、総務対策班が受信し、関係課へ連絡する。

ウ 一般住民への通報

住民に対する通報については、必要に応じ消防団、区長、関係団体に連絡し周知を図るとともに総務課（災害対策本部設置時は総務対策班）は、広報車、防災無線放送等により周知を図る。消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知する。

エ 予警報等受信伝達簿

総務課（災害対策本部設置時は総務対策班）は予警報、情報、通報等の受領、伝達、その他の処理に関する取扱の責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため予警報等受領伝達簿を作成する。

第7節 通信施設利用計画

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

1 災害通信の方法

【総務対策班】

災害予警報の伝達、通報又は被害状況の報告及び各種情報の連絡は次に掲げる通信手段により、速やかに行う。

- ア 一般加入電話 イ 西原村防災行政無線 ウ 県防災行政無線
エ 非常通信の利用 オ 日本放送協会及び民間放送各社への放送要請

2 通信途絶時における措置

【総務対策班】

通信施設（主として普通加入電話）が使用不能若しくは使用困難なときは、防災無線を活用し、更に一般への伝達は、村の広報車及び防災行政無線を利用し、その他必要な指揮命令、公報の伝達を迅速、確実に実施するために適切な措置をとるものとする。

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。
- (2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。

3 優先順位

【総務対策班】

通信施設を優先して使用する場合優先順位は、大体次の順位が考えられる。

- (1) 住民に対する避難指示等人命に関する事項の通信
- (2) 応急措置の実施に必要な通信
- (3) 災害警報、災害予報等の通信
- (4) その他予想される災害の実態並びにこれに対する事前措置に関する事項等の通信

4 防災行政無線の運用

【総務対策班】

- (1) 孤立集落との連絡確保のため村長は西原村防災行政無線を整備し、災害時における円滑な運用を行うものとする。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、移動局又は携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合総務課で使用統制をする。
- (3) 村長は、災害時（注意体制以上）においては、無線従事者の配置状況及び無線機器の状況を県庁危機管理防災課（無線管理）へ報告するものとする。

第8節 情報収集及び被害報告取扱計画

災害の情及び被害状況の収集は、災害応急対策を迅速かつ適確に実施する基礎となるものであるから、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるときは、速やかにこれらの情報、報告の収集に努めるとともに何人もこれに協力しなければならない。

1 災害情報の収集

【総務対策班】

(1) 異常現象発見者の通報

災害発生のおそれがある異常現象（たつまき、強いひょう、地震、山くずれ、がけくずれ等）発見した者は、直ちにその旨を村長（区長、消防団員）、警察官に通報しなければならない。

(2) 情報連絡員の通報

- ア 現地における災害の状況等を把握するため、それぞれの地区に情報連絡員を置く。
- イ 各情報連絡員は各区長、未組織集落にあつては連絡員、消防団班長とする。
- ウ 情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、もしくは注意体制下においては、地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。
- エ 災害が発生した場合又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、総務課に通報する。
- オ 災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

(3) 消防団関係

- ア 消防団員は常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員との連絡を密にする。
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、もしくは警戒体制下においては地区内の危険箇所を巡回し状況の把握及び情報収集を行う。
- ウ 災害が発生した場合又は情報を受けた場合は、その状況を調査し直ちに所定の方法により総務課へ通報する。

(4) 収集する情報

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、

当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。

- ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況
- エ 住民の行動・避難状況
- オ 土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- キ 孤立集落の発生状況
- ク 医療救護関係情報
- ケ その他村の業務継続に必要な情報

(5) 情報の取りまとめ

- ア 各課は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時総務課に連絡する。
- イ 総務課は、区長、各課、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領整理し、総務課長に報告するとともに関係各課、各班長に通報する。

2 災害情報の通報、報告

【総務対策班】

災害に関する報告は、熊本県被害報告取扱要領に定めるもののほか本計画による。

(1) 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告（速報、確定）、災害年報とする。

ア 災害情報

災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告するものとする。（様式1号）

イ 被害状況報告（速報）

災害による被害状況及び応急措置状況を逐次報告する。（様式2号）

ウ 被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了したときは、終了した日から10日以内に文書をもって行う。（様式3号）

(2) 報告の実施

ア 被害報告取扱責任者は、総務課長とする。

イ 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統轄する課の長が総務課長に報告する。総務課長は県阿蘇地域振興局総務振興課へ電話等で迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

ウ 被害状況報告（速報、確定）の報告については、各課が災害発生にかかる被害状況を調査把握し、判明しだい逐次県阿蘇地域振興局所轄課へ報告する。

- この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に被害状況第1報を報告するものとする。
- エ 災害対策本部が設置されたときは総務対策班において、災害情報、被害状況報告（速報）を行う。
- オ 震度5強以上を記録した場合は、その被害状況等について消防庁へ直接報告を行う。

(3) 防災情報の収集・伝達システムの活用

村は、防災情報共有システムや県防災情報ネットワークシステム、県統合型防災情報システム及び防災情報提供システム、気象庁防災情報提供システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、SNS等のデータを活用した情報収集についても検討を行うものとする。なお、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Lアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

なお、平時から村及び関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

(4) 防災関係機関等との情報共有

村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

第9節 広報計画

災害に関する情報及び被害状況を報道機関又はその他を通じ速やかに関係機関及び住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るための計画である。

1 広報担当

【総務対策班】

- (1) 災害の総合的な広報は、総務課（災害対策本部設置時は総務対策班）が担当する。
- (2) 総務課（総務対策班）以外の各課（班）は広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し総務課（総務対策班）に提出する。
- (3) 総務対策班は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 総務対策班は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

2 広報の方法

【総務対策班】

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

- (1) 村広報媒体の利用（村ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等）
- (2) 防災行政無線等による広報
- (3) 広報車、船舶等による広報
- (4) 消防団による広報
- (5) 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報

災害関係の予警報はじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速、的確な報道について協力を得る。

- (6) 広報紙、チラシ、ポスター等
- (7) 指定緊急避難場所への職員の派遣
- (8) 自主防災組織等による広報
- (9) 携帯電話メールサービスによる広報
- (10) 安否情報システムによる広報
- (11) その他状況に応じ効果的な方法

3 広報内容

【総務対策班】

広報事項はおおむね次のとおりとする。

災害発表（西原村災害対策本部）	
	令和 年 月 日 時 分
①	気象情報
②	災害の概要（被害の規模・状況等）
③	村の防災体制、災害対策本部の設置
④	停電状況、復旧状況
⑤	断水状況、復旧状況
⑥	交通機関の運行状況、交通規制の状況
⑦	避難状況
⑧	二次被害を含む被害の防止に関する情報
⑨	医療機関、金融機関などの生活関連状況
⑩	被災者支援に関する情報等
⑪	社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
⑫	被災支援業務等に関する問い合わせ先
⑬	その他

4 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

【総務対策班】

(1) 伝達手段の多重化・多様化

村は、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者や村職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

情報の収集・伝達手段として、インターネットを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く住民に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、村ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

イ 被災地からの情報の収集

被災地域等からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

5 住民等からの問合せ対応

【総務対策班】

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

6 報道機関への対応

【総務対策班】

村は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第10節 水防計画

洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、全村域にわたる河川、ため池等に対する水防上の必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材施設の整備運用等を定める計画である。

1 水防組織

【総務対策班、土木建築班、消防団】

(1) 水防本部の組織

水防活動を行うため、西原村水防本部を設置する。水防本部の本部長は村長とし、主に総務課、建設課、消防団で構成し、情報収集・伝達、水防活動等を実施する。

なお、西原村災害対策条例により西原村災害対策本部が設置されたときは、水防本部は、災害対策本部に吸収される。

(2) 業務の開始

業務を開始するときは、直ちに次に定める配置体制を確立する。

注意体制

警戒体制

非常体制

2 水防活動

【土木建築班、消防団】

(1) 水防の責任

ア 村の責任

村における水防体制と組織の確立強化及び水防能力の確保に努め区域内における水防対策を実施する。

イ 一般住民の責任

水防区域内に居住するものは、気象状況、出水状況等に注意し、水害等が予想される場合は進んで水防に協力する。

(2) 業務

水防管理者である村長は、消防団を指揮して次の業務を行う。水防活動の実施に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

ア 連絡

村長は、常に県阿蘇地域振興局土木部、大津警察署及び隣接の他の管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打合せをし、定めた連絡方法により密接な連絡をとる。

イ 情報収集及び記録

村長は、区域内の各河川の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所ごとに巡視員を派遣して、随時又は定時に巡視させ、水位の変動、堤防護岸の異常について報告させるとともに、水門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異動についてはこれを記録させ、水防上危険があると認める箇所があるときは県阿蘇地域振興局土木部長に連絡して必

要な指示を受ける。

ウ 警戒監視

監視は、原則として担任区域の消防団分団があたり、必要に応じて職員を配置する。監視は、随時担任区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を消防団分団長を経て、村長に報告し、応急工作など必要な措置を行う。

エ 出動の基準

(ア)村長は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は、消防団に対して出動準備をさせるものとする。

a 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されるとき。

b 気象状況等によって洪水が察知されるとき。

(イ)村長は、水防警報があったときのほか、次の場合は直ちに消防団をあらかじめ定めた計画に従い出動させ、警戒配備につかせるものとする。この場合は直ちに県阿蘇地域振興局土木部へ報告するものとする。

a 河川の水位が警戒水位に達したとき。

オ 援助の要請

(ア)村長は、水防のため必要があるときは、消防署長に対して消防職員、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

(イ)村長は、水防のため必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができるものとする。

カ 水防活動（作業）

村長は、水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止するものとする。

なお、必要があると認めるときは、県阿蘇地域振興局土木部長に指導のため所員の派遣を要請するものとする。

キ 相互応援

村長は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができるものとする。この場合、応援のため、派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた者の所轄の下に行動するものとする。このため、利害を共通する管理者と洪水防御について、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておくものとする。

ク 地元民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止し、又は制限し、その区域内の居住者に水防応急活動の協力援助を要請する。

(3)避難のための立ち退き

洪水による著しい危険が切迫していると認めるときは、村長は、必要と認める区域の居住者に対し、信号あるいは広報、その他の方法により、立ち退き又はその準備を指示するものとする。立ち退きの指示をする場合には、大津警察署長にその旨通知するものとする。このため、村長はあらかじめ、大津警察署長と協議のうえ立ち退き計画を作成し、予定立ち退き

先、経路等について必要な措置を講じておくものとする。

(4) 決壊等の通報及び決壊後の処置

堤防、その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、村長、消防団長は直ちにその旨を県阿蘇地域振興局土木部長及びはん濫する方向の隣接管理団体等に通報する。

また、決壊後といえども出来る限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

(6) 水防配備の解除

水防管理者は、水位が低下する等水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備態勢を解除し、これを関係機関及び村民に周知する。

(5) 費用負担

村は、その管轄区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体の間の協議によるものとする。

(6) 水防報告と水防記録

村長は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、県阿蘇地域振興局土木部長を経由して県水防本部長に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管するものとする。

- 1 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 消防団員（又は消防機関に属する者）の出動時刻及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7 水防法第21条の規定による収用又は使用の機具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所とその理由
- 9 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者名とその事由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察又は自衛隊の援助状況
- 13 現場指導員氏名
- 14 立ち退きの状況及び指示理由
- 15 水防従事者の死傷事故の有無
- 16 功労者及びその功績
- 17 事後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理上の所見
- 18 堤防、その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその損害状況
- 19 その他必要事項

3 水防資機材等の備蓄

【土木建築班、消防団】

(1)村は、水防倉庫及び器具資材を整え備蓄しておくものとする。

備蓄状況は（別紙資料編）のとおりである。

(2)資材の確保のため、水防区域近在の資材業者を登録し、手持ち資材量を調査しておき、緊急時に備えるものとする。また、器具資材が使用又は損傷により、不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料8－1 水防倉庫及び備蓄資機材一覧

4 水防訓練

【土木建築班、消防団】

(1)村長は、水防に関する訓練を毎年行うものとする。なお、訓練の実施に当っては県（県阿蘇地域振興局）と連絡を密にして行うものとする。

(2)水防訓練の種別は、通信訓練、招集訓練、水防工法訓練、避難訓練とする。

第11節 消防計画

火災を警戒し、防御し、被害を軽減するため、組織、施設の整備、水利の確保及び危険区域対策等の消防活動について定めた計画である。

1 消防組織

【総務対策班、消防機関】

消防組織法（昭和22年法律226号）及び消防力の基準等による本村の消防組織、機構は別紙資料編のとおりである。

◆資料編参照箇所

- ・資料9-1 消防団組織

2 消防施設整備状況

【総務対策班、消防機関】

現有の消防力は、別紙資料編のとおりである。

(1) 消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に保管理するとともに水利不足の地域においては、計画的に増設を図る。プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施す。また、用水路回収の際は、消防用ピットを設ける等、消防用水利施設の強化を図る。

◆資料編参照箇所

- ・資料9-2 消防機械器具一覧

3 消防活動計画

【総務対策班、消防機関】

(1) 火災警報の発令

ア 村長は、火災気象通報が発せられた場合、又は気象の状態が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する。

イ 火災警報の発令及び解除伝達は消防団及び関係機関へ速やかに連絡するとともに、掲示板への掲示、防災無線による広報、広報車による広報宣伝、消防各分団の打鐘（消防信号）等により、村全域に周知を図るものとする。

ウ 火の使用制限

村長は、火災警報を発した場合は、その解除までの間、西原村火災予防条例に定めるところにより、村民の火の使用を制限する。

(2) 火災予防

ア 異常気象時の消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発表により、火災予防上危険があると認める場合、又は火

災が発生した場合等、大火に発展しやすい異常気象時には、消防署と協力し、広報車、防災無線放送等により一般住民の警戒心の喚起に努め、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期す。

イ 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに、消防活動計画を樹立し、火災防止、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動の万全を期す。

ウ 危険物防御対策

(ア)危険物火災

危険物、準危険物等の火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により早期鎮圧を図る。

火方策の決定にあたっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え現場指導者が決定する。

初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達輸送にあたっては、緊急車による誘導、その他隣接の消防機関、大津警察署に協力要請し、輸送の迅速化を図る。

(イ)爆発火災

爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

爆発災害現場においては、防御活動の安全と確保を図るため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を図る。

高圧ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせたのち付近の施設又は対象物などへの延焼防止策を図る。

エ 自衛消防隊

村内の各地区、民間の企業体は自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自衛消防隊を編成するものとする。

自衛消防隊の活動は、消防署及び消防団と緊密な連携をとるとともに災害現場においては、又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する。

(3)緊急避難体制

災害時における避難指示は、災害対策基本法に基づき、村長が発するが、緊急避難については、常に第一線で防火活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職員（消防団員）が的確に行う。

ア 勧告、指示の基準

(ア)火災が拡大するおそれがあるとき。

(イ)爆発のおそれがあるとき。

(ウ)その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

イ 避難指示又は立ち退きの指示を行った場合は速やかにその旨を村長、大津警察署長に通報する。

(4) 動員計画

ア 招集計画

火災発生の場合は、通信施設の途絶が予想されるので、勤務時間外、休日等においては職員及び消防団員は自主的に参集することを原則とする。

(ア) 消防団員は、所属する消防機庫又は所轄する災害現場へ参集する。

災害発性の場合においては、通信施設の可能な場合、もしくは非常連絡を必要とする注意報、防災無線放送等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

イ 出動計画

住宅火災及び林野火災に分けて次の出動基準に基づき消防活動の完璧を期する。

(ア) 住宅火災出動

住宅火災の通報を受けた場合、全分団出動

(イ) 林野火災出動

林野火災通報を受けた場合、所轄の分団の出動、随時現地確認により隣接分団出動

4 応援部隊要請計画

【総務対策班、消防機関】

災害現場における最高責任者は、災害の状況を明確に判断してその旨を熊本市消防長に告げ、熊本市消防長は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき応援要請をする。

なお、応援要請をした場合は、その旨を村長に報告するものとする。

(1) 応援要請は次の事項を明示して行う。

ア 災害の状況

イ 応援車両の種類

ウ 必要人員

エ 到着希望日時

(2) 応援消防隊の指揮は、その都度熊本市消防長が特命する。

(3) 応援消防隊の指揮者は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。

(4) 応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

5 緊急消防援助隊の出動要請

【総務対策班、消防機関】

村長又は熊本市消防長は、災害の状況、村域を管轄する消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第12節 避難収容対策計画

災害のため、現に身体、生命が危険にある場合、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うための計画である。

1 実施責任者

【総務対策班】

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりである。なお、村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。

区分	災害の種類	実施責任者
高齢者等避難	全災害	村長
避難指示	全災害	村長（災害対策基本法第60条）
		警察官村長（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

2 避難指示等の内容及び伝達方法

【総務対策班】

(1) 避難指示等の内容

村長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

また、村長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

なお、避難指示等の対象地域、判断時期等について、積極的に指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県に対して助言を求めるものとする。

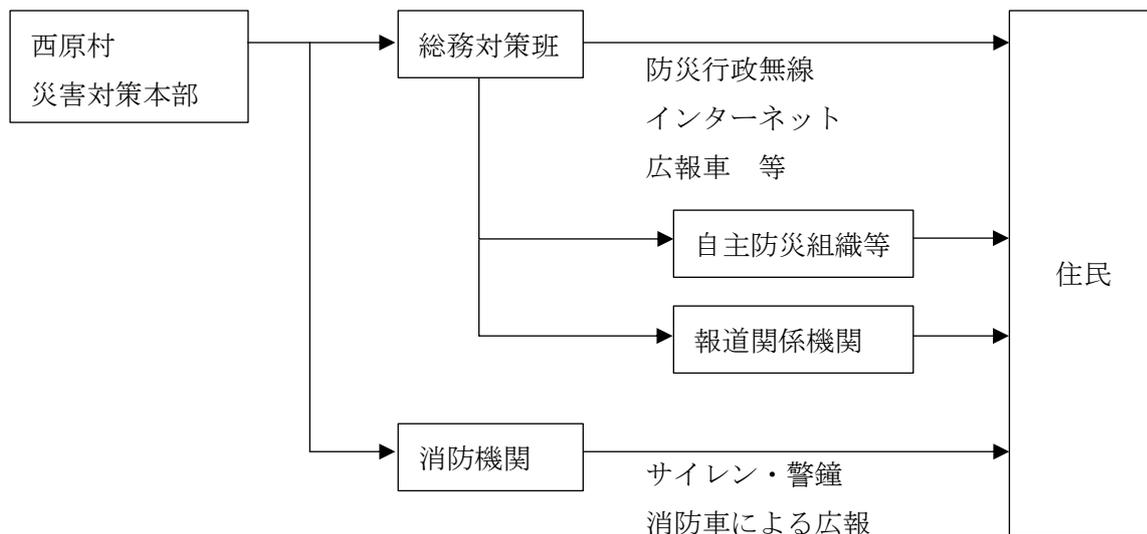
- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、日頃から防災行政無線等の設備の点検整備、戸別家庭用端末内蔵電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

- ア あらかじめ定められた伝達方法（系統）を通じ、口頭あるいはマイク等
- イ サイレン、警鐘による信号
- ウ 防災行政無線
- エ 地区有線放送
- オ 広報車、放送設備を装備する車両
- カ 携帯電話メールサービス（緊急速報メール）
- イ Lアラート
- ウ J-A L E R T
- キ 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送及び電話等
- ク 報道関係機関（コミュニティFMを含む。）



(3) 村長は、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

(4) 村長は、避難指示等を発令した場合、すみやかにその旨を県に報告するものとする。

(5) 村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、村は、避難指示等の解除に関し（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る）、必要に応じて国土交通省及び県に対して助言を求めるものとする。

3 避難指示等の基準

【総務対策班】

避難準備・高齢者避難開始、避難指示の基準は、別紙資料編のとおりである。

◆資料編参照箇所

- ・資料7-3 避難指示等の発令基準

4 避難の誘導

【総務対策班、住民福祉対策班】

村長等の避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

5 避難所の開設及び収容

【住民福祉対策班】

避難所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が適用された場合は、同法に基づき村長が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として村長が開設し、その旨を告示する。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設するものとする。

その際、指定避難所施設の開設に当たっては、あらかじめ定めていた避難所開設者（村職員）に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 収容施設等

一時集合場所及び誘導員、指定避難所等は（別紙資料編）のとおりとする。

不足する場合は、その他公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これがない場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(3) 収容対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者。

イ 避難命令が出た場合等で現に被害を受けるおそれのある者。

(4) 収容の期間

避難所の開設、収容保護の期間は原則として災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなった者は、随時退所させ、期間内に完了する。ただし、期間内に災者が住居又は仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、村長は、その都度県阿蘇地域振興局（福祉課）に開設期間の延長を要請する。

(5) 住民への周知

村は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底する。

(6) 所要物資の確保

村は、避難所開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、村において確保出来ないときは県に確保を依頼する。（本章第17～20節参照）

(7) 村職員の駐在

避難所を開設したときは、避難所ごとに村職員を派遣駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。なお、派遣駐在する者の交代職員も確保する。

なお駐在職員は、次の各種記録を備えつけ整備する。

ア 避難所収容台帳

イ 避難所収容者名簿

ウ 避難所用物品受払簿

エ 避難所設置及び収容状況

(8) 避難所開設状況等の報告

避難所を開設したときは、速やかに県（阿蘇地域振興局福祉課）に報告し、その後の状況を毎日救助日報により報告する。

なお、報告は次の事項について電話等により行う。

- ア 開設状況報告：避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況等
- イ 収容状況報告：施設別、収容人員、開設期間の見込み等
- ウ 開設予定期間：施設別開設予定期間

(9) 避難所の管理運営

ア 村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。

イ 村は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

エ 村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

オ 村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意する。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努める。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行う。なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 村は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

キ 避難期間が長期化する場合、県及び市町村は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

ク 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な

環境の確保に努めるものとする。

ケ 村は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

コ 村は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

サ 村は、ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとする。

シ 村は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料7-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧
- ・資料7-2 一時集合場所及び誘導員

6 災害危険区域における避難対策

【総務対策班、消防機関】

- (1) 危険区域の危険が増大したときは、村長は、危険区域ごとに居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを勧告し、又は特に危険が切迫しているときは、これらの者に対し立ち退きを指示する。
- (2) 情報連絡員又は消防団員等応急作業に従事している者は、災害が発生し又はおそれがあるため、住民の身边に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立ち退きの勧告又は指示について必要な措置を行う。
- (3) (2)による避難のための立ち退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに村長に対し避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

7 避難にあたっての村民が留意する事項

【住民】

避難が円滑に実施され、収容施設による生活の安全を図るため村民に対し、次の事項を平素から訓練、指導するものとする。

- (1) 氏名標（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行する。
- (2) 2食程度の食糧、水、手ぬぐい、ちり紙、最小限の着替え、肌着、照明用器具等を携行する。
- (3) 服装はできるだけ軽装とするが素足をさけ、必ず帽子、頭巾等を着用し、雨がっぱ等雨具、防寒具を携行する。
- (4) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (5) 上記のうち平素用意しておける物品は非常用袋に入れておくこと。

8 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

【総務対策班、住民福祉対策班】

村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布場所、入浴場所、健康への注意喚起等のアナウンスに努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

9 避難行動要支援者に対する対策

【住民福祉対策班】

(1) 安否確認、救助活動

村は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

村は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人など専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(3) 生活の支援

ア 相談体制の整備

村は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

イ 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に

応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

(4) 社会福祉施設等における介護職員等の確保

村は、社会福祉施設等において介護職員等の不足のある場合は、県に対して介護職員等の確保に関する支援を要請するものとする。

(5) 訪問入浴や福祉用具の提供等における円滑な実施に係る支援

村内の社会福祉施設等において訪問入浴や福祉用具の提供等が行われる場合は、村は必要に応じて県と連携し、円滑に実施されるよう支援を行うとともに、その周知に努めるものとする。

10 外国人に対する対策

【住民福祉対策班】

村は県と連携し、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

11 防火対象物等における避難対策等

【文教対策対策班、事業所等】

学校、病院、工場、事業所、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

学校における応急措置等は、本章第30節に示す。

12 広域一時滞在

【総務対策班】

村が被災を受けた場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

13 被災者等への的確な情報活動関係

【総務対策班】

村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、県と連携して、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第13節 災害救助法等の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関しての救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用

【住民福祉対策班】

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる（村の人口 6,505 人の場合（出典 熊本県ホームページ：熊本県の人口と世帯数平成30年11月1日現在））。

ア 村の区域内において、40世帯以上の住家が滅失したとき。

イ 県の区域内の住家1,500世帯以上滅失した場合であって、村の区域内において20世帯以上の住家が滅失したとき。

ウ 県の区域内の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上であって、村の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

(2) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

別紙資料編に示す「被害報告取扱要領」に基づくものとする。

ウ 世帯及び住家の単位

別紙資料編に示す「被害報告取扱要領」に基づくものとする。

(3) 災害救助法の適用手続

災害に際し、村における災害が、(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は、該当する見込みがあるときは、村長は熊本県阿蘇地域振興局を経由し、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 救助の種類及び実施方法

【住民福祉対策班】

別紙資料編に示す「救助の種類及び実施方法一覧」に基づくものとする。

◆資料編参照箇所

- ・資料12-1 被害報告取扱要領
- ・資料12-2 救助の種類及び実施方法一覧

第14節 救出計画

災害により、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の者を捜索し、救出してこれを保護するとともに救急業務を円滑にするための計画である。

1 実施責任者

【総務対策班、消防機関、県警察】

- (1) 救出は原則として、村長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は村長等に協力するものとする。
- (3) その他、災害救助法を適用した場合は、下記7「災害救助法が適用された場合」によるものとする。

2 救出対象者

【総務対策班、消防機関、県警察】

災害により生命、身体が危険な状態にある者で、早急に救出を要する者、又は行方不明の者で、諸般の事情により生存していると推定される場合に、この計画により実施する。なお、災害によって生命、身体が危険な状態にある者は、おおむね次のような場合とする。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
- (3) 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
- (4) 土石流により生き埋めになったような場合
- (5) 登山者が多数遭難したような場合

3 救出隊の編成

【総務対策班、消防機関、県警察】

- (1) 被救出者があり、救出の必要がある場合は、災害対策本部長の命により救出隊を編成する。
- (2) 編成は消防団を主体とし、災害の規模、程度に応じて村関係職員、その他増強要員を編成する。

4 救出活動

【総務対策班、消防機関、県警察】

救出隊長は、装備した機器材を活用し、隊員を指揮して救出活動にあたる。村のみでは救出活動が困難な場合は、消防機関、警察、自衛隊、県又は他の市町村等の応援を得て実施するものとする。

5 職員の安全確保

【総務対策班、消防機関、県警察】

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6 惨事ストレス対策

【総務対策班、消防機関、県警察】

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7 災害救助法が適用された場合

【総務対策班】

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号。以下「災害救助法施行細則」という。）の定めるところにより実施する。「救助の種類及び実施方法一覧」は資料編に示す。

なお、救出の期間は災害発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、村長は知事に期間の延長を申請するものとする。

第15節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

災害のため、死亡していると推定される者の捜索及び死亡者の収容埋葬の措置を行うための計画である。遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

1 実施責任者

【住宅福祉対策班】

災害時に死亡した者の死体捜索、見分、処理及び埋葬等の実施は村が行う。

2 捜索及び収容、埋葬の方法

【住宅福祉対策班】

(1) 捜索の方法及び収容

- ア 行方不明者等の捜索及び埋葬等は、村長が、警察、消防機関、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。
- イ 村だけでは十分な対応ができない場合、市町村及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。
- ウ 関係機関間の情報共有の為、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。
- エ 死体の捜索期間は、原則として災害発生後10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお捜索を必要とするときは、災害対策本部長の指示により捜索及び収容隊の規模を縮小して行う。

(2) 死体の収容及び処理

ア 死体の収容

発見された死体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により警察官の検死の後、災害対策本部長が指示する場所に収容する。ただし遺族において処理できるものについては、遺族に引き渡す。

イ 収容後の処理

- (ア) 死体の洗浄、縫い合わせ、消毒等
- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検索

ウ 身元不明の死体に対する措置

漂流死体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

(3) 死体の埋葬

ア 埋葬の実施体制の確保

村は、次により埋葬の実施体制の確保を行うものとする。

- (ア) 火葬場の被災状況の把握

- (イ) 死亡者数の把握
 - (ウ) 火葬相談窓口の設置
 - (エ) 遺体安置所の確保
 - (オ) 作業要員の確保
 - (カ) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
 - (キ) 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
 - (ク) 火葬用燃料の確保
- イ 埋葬の実施
- (ア) 死体の埋葬は、警察官の検死（見分）をまって、医療班又は医師が奉仕団等の労力奉仕により、仮設の埋葬場所を借り上げて行い、村のみでは困難な場合は、他機関の所属の医療班の等の応援を得て実施する。
 - (イ) 埋葬は、原則として火葬とする。また、棺、骨つぼ等現物を遺族に支給することによって行うこともできる。なお、遺体の処理法は国や地域の文化や宗教等によって異なるため留意する必要がある。

3 災害救助法が適用された場合

【住宅福祉対策班】

災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行規則」により実施する。なお、「救助の種類及び実施方法一覧」は資料編に示す。

第16節 医療救護計画

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、村は、県、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院（資料編参照）、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、医療救護活動を実施する。

1 実施責任者

【保健衛生対策班】

村長は、災害のため、住民の医療が困難となった場合における罹災地の住民に対する応急的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、村は、知事の補助執行機関としてこれを行う。

2 医療助産の範囲

【保健衛生対策班】

(1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置手術、その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前、分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3 医療救護班の編成等

【保健衛生対策班】

(1) 村の機関による医療救護班

(2) 他の機関による医療救護班

- ア 地区医師会
- イ 日赤
- ウ DMAT
- エ JMAT（医師会による医療救護班）等

4 実施の方法

【保健衛生対策班】

(1) 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき、村長は、現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関（医療施設）において医療を実施することが適当なときは、村長は、医療機関又は村長が収容委託した病院（診療所）に移送して行う。

◆資料編参照箇所

- ・資料10-1 村内医療機関等

(3) 県からの応援等

村長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県にその旨を連絡するなど他機関の応援を求めて実施する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取扱い

村長は、医療救助法等の実施方法について、県に協議のうえ行うものとする。

5 個別疾患

【保健衛生対策班、県】

村は、個別疾患への対応について、必要に応じ県に協力する。

(1) 難病、人工透析

人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況について把握した場合は県に対して報告し、必要に応じて治療に必要な施設を有する医療機関の情報を県から得て患者等に提供する。

(2) 妊婦、新生児

高度医療を必要とする妊婦、新生児の情報を把握した場合は、県に報告するとともに、医療機関の受入状況等について情報提供を求めるものとする。

(3) 精神疾患

精神保健医療を必要とする者を把握した場合は、県に報告するものとする。

6 災害救助法による実施

【保健衛生対策班】

災害救助法が適用されたときの実施基準は「災害救助法施行細則」により実施する。

7 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

【保健衛生対策班】

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により村が負担するものとする。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りでない。

(1) 医療及び助産の費用

災害救助法実施基準（費用の基準）に定めるところに準ずる。

(2) 救護班又は医療班として救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障害者となったときの災害補償は、「熊本県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例」の規定による。

第17節 食料調達・供給計画

災害時における、罹災者及び応急措置従事者に供給する食糧の確保と供給の確実を期するための計画である。

1 実施責任者

【農林対策班】

村は炊き出し、食品給与を行う。ただし被災地域において実施できないときは、県、隣接市町村に応援、協力を要請する。

2 実施方法

【農林対策班】

(1) 食料等の調達

村は、あらかじめ備蓄している食料等を放出することとし、不足分は次の手段により速やかに調達する。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 学校給食施設の利用

(2) 炊き出しの実施

炊き出しは、避難所等食事をする場所に近い適当な場所において実施する。炊き出しの方法は、次の措置により行うが、学校の給食施設等の施設を利用する場合は必ず村の職員等責任者が立ち会いその実施について指導するとともに必要事項を記録する。

- ア 日赤奉仕団への要請
- イ 自衛隊への応援要請
- ウ 集団給食施設への炊飯委託

(3) 食料の配分

被災された住民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分

3 物資の確保

【農林対策班】

(1) 村は、炊き出し、その他の食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被災の状況により、乾パン、握り飯、缶詰等を確保する。

(2) 村長が米穀を米穀類販売業者から買い受ける場合で、緊急を要するときは、県に連絡し、管内又は直近の米穀販売業者から購入する。県へ次の事項を連絡する。

- ア 市町村名
- イ 災害地区名
- ウ 給食人員及び必要な応急米の概要

- なお、事後において、別に定める災害用応急米購入報告書を県に提出するものとする。
- (3) 災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合は、県及び農林水産省政策統括官を通じて、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

4 応援の要請

【農林対策班】

村において、炊き出し等食品給与ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし緊急を要するときは、直接、隣接市町村に応援等の要請をする。

応援等の要請において明示する事項

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 炊き出しの実施 | (2) 物資の確保 |
| ア 所要食数（人数） | ア 所要物資の種別、数量 |
| イ 炊き出し期間 | イ 物資の送付先及び期日 |
| ウ 炊き出し品送付先 | ウ その他 |
| エ その他 | |

5 食品衛生

【保健衛生対策班】

村は、炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設は、学校等の給食施設、又は公民館、社寺等の既設施設を利用するほか、これらが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、じんあい、汚物処理場等から離れた場所を選定して設ける。
- (2) 炊き出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

6 災害救助法が適用された場合

【農林対策班】

災害救助法の適用がなされたときは「災害救助法施行細則」に定めるところにより実施する。

第18節 給水計画

災害により、給水施設の破壊あるいは、飲料水の干潟、汚染により飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し、罹災者を保護するための計画である。

1 実施責任者

【水道対策班】

村長は飲料水の給水を実施する。ただし、村において実施できないときは、県、又は隣接市町村に応援を要請する。

2 給水の対象者及び給水量

【水道対策班】

被災のため、水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は干潟するため、飲料水が得られない者に対して1日約3リットルを供給することを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

3 応急飲料水の供給方法

【水道対策班】

(1) 応急飲料水の確保

被害を受けていない水源地、又は上水道から取水し、給水車、貯水槽、給水容器等を用いて搬送のうえ給水する。また自衛隊その他関係機関に依頼し付近の湖沼水、河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過しあるいは科学的処理を加えて給水を行う。

(2) 被災者への給水

確保した飲料水は適切な容器等に入れ、被災者に対し供給するものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

4 飲料水以外の生活水の確保

【水道対策班】

村は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

5 給水に関する広報

【水道対策班】

村は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急

復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやメディア等の活用による適時、的確な情報提供を行うものとする。

なお、災害発生が予測される場合は事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう防災無線放送等で村民に通知する。

6 復旧支援要請

【水道対策班】

村は、応急給水及び水道施設の応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第19節 生活必需品供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させるものとする。

1 実施責任者

【住民福祉対策班】

被災者に対する衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は村（救護衛生対策部住民福祉班）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行細則」により施行するが、物資の確保及び輸送は原則として県が行い、各世帯に対する割当て及び支給は村において行う。

2 衣料等物資の給与又は貸与の対象者

【住民福祉対策班】

災害により家屋の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等の被害を受けた者で、次の事項に該当する者。

- (1) 日常生活に必要な被服、寝具等を喪失した者。
- (2) その他必要物資がないため、日常生活を営むことが困難な者。

3 衣料物資の範囲

【住民福祉対策班】

次に掲げるもので、必要と認めた最小限度のものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- (1) 寝具類（毛布等）
- (2) 衣料（作業着、下着、靴下等）
- (3) 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- (4) 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- (5) 日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- (6) 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- (7) 燃料
- (8) その他（ビニールシート）

4 衣料等物資の給与又は貸与の方法

【住民福祉対策班】

住宅福祉班は世帯別構成員別被害状況を把握し、あらかじめ備蓄している食料等を放出することとする。不足分は救助法物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し給与又は貸与するものとする。必要物資の確保に当たっては、災害時の必要な物資の調達に関する協定や県

等への要請に基づき、日常生活に必要となる各種生活必需品の調達を行うものとする。

物資の給与又は貸付は、各地区の物資支給責任者を連絡員とし、その協力を求めて配分計画に基づき、被災者に配分するものとする。生活保護世帯については、阿蘇福祉事務所を通じて支給する。

5 生活必需品の円滑な提供

【住民福祉対策班】

村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、必要な生活必需品の品目や数量について、ホームページやメディア等の活用による適時、的確な情報発信を行うものとする。

6 災害救助法が適用された場合

【住民福祉対策班】

災害救助法が適用された場合は「災害救助法施行細則」に定めるところにより実施する。

第20節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1 不足物資の把握

【住民福祉対策課】

村は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して被災市町村のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2 物資の要請

【農林対策班】

(1) 他市町村、県等への要請

村県が供給できる物資のみでは被災地に供給すべき物資が不足する場合、県、他市町村その他の機関に不足物資の応援要請を行うものとする。

(2) 村内外の企業等への協力呼びかけ

村は、被災者ニーズ及び物資の在庫等を勘案の上、必要とされる物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。

3 受入・供給体制

【総務対策班、農林対策班】

(1) 物資集積拠点の選定

村は、避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

【物資集積拠点】 村民体育館

(2) 受入・供給体制の整備

村は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。なお、村の管理責任者は、県の物資集積拠点に管理責任者と連携を図り、円滑な輸送を行うものとする。

また、村は、物資集積拠点に届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保など、物資の受入・供給体制の整備に関して、(公社) 熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業) やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 物資受入・配送の工夫

熊本地震時には、村外から物資等を運搬してきたトラック等を、そのまま避難所を周回し

て避難所に配送することにより、物資の積み下ろし及び配送にかかる作業量を出来る限り軽減するなどの工夫を行った。また、物資集積拠点から避難所への配送に当たっては、各避難所のニーズを物資集積拠点の物資担当に事前に伝え、避難所担当者が拠点に取りに来て運搬するなど、混乱がないように対応した。

第21節 住宅応急対策計画

災害により住家を失った被災者で、自らの資力では住家の確保ができない者に対して仮設住宅を提供し、又は住宅の応急修理をして、罹災者の居住安定を図るための計画である。ただし、災害発生直後における住居対策については、第13節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施責任者

【総務対策班、住民福祉対策班】

村長は、災害により、住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の仮設あるいは応急修理等を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は県が実施する。

2 応急仮設住宅の設置

【住民福祉対策班】

(1) 建設型仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、建設型仮設住宅の建設は県が実施する。なお、設置場所については、原則として村長が選定する場所とする。

建設型仮設住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。

また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型仮設住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

(2) 建設型仮設住宅の運営管理

村は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。さらに、必要に応じて、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

(3) 借上型仮設住宅

村は県と連携し、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から県が「災害時における民間賃貸住宅の提供に関

する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

(4) 供与期間

完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第8条第3項による期間内（最高2年以内）

3 住宅の応急修理

【総務対策班、】

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者。
- イ 自らの資力で応急処理ができない者。

(2) 修理基準

- ア 修理の範囲
 - (ア) 世帯単位でなく、戸数単位で実施する。
 - (イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。
- イ 修理戸数 半焼、半壊戸数の3割以内とする。
- ウ 費用 1戸当りの応急修理基準 救助法の限度額以内。
- エ 修理期間 災害発生の日から、1箇月以内。

4 公営住宅の提供

【総務対策班】

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、村長は公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

5 災害救助法が適用された場合

【総務対策班、住民福祉対策班】

災害救助法が適用された場合は「災害救助法施行細則」に定めるところにより実施する。

第22節 交通規制計画

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、又は橋梁等の道路施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

1 実施責任者

【土木建築対策班】

災害時の交通規制は、以下によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

- (1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

2 交通規制の措置要領

【土木建築対策班】

道路管理者は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

3 交通規制の実施

【総務対策班】

(1) 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合には迂回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

ア 道路標識を設ける場合

- (ア) 通行止め：歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- (イ) 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- (ウ) 迂回路：迂回路のある交差点の手前の左側の路端

イ 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

ウ 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)に定めるところによる。

(2) 異常気象時における道路通行規制要領

異常気象時における道路通行規制要領は、別紙資料編による。

◆資料編参照箇所

- ・資料13-1 道路通行規制要領等

4 相互の連絡・協力

【土木建築対策班】

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。
- (3) 村は、大津警察署、県（阿蘇地域振興局土木部）と相互に緊密な連絡をとりながら、常に管内の交通事情の実態把握につとめ、その状況及び必要な措置を、関係機関に通知する

5 災害時における車両の移動等

【土木建築対策班】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

村は、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートについて、県から指示を受けるものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第23節 輸送計画

本計画は、災害時における陸、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1 輸送実施機関

【総務対策班】

村の行う被害者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資資材の輸送の計画は、次に定めるところによる。

なお、村のみでは、輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期されないときは、県を通じて、熊本県トラック協会へ要請するなど他の関係機関の応援を得て実施する。

緊急輸送に際しては別紙資料編に示す標示を車輛の前面左側窓にちょう付する。

◆資料編参照箇所

- ・資料13-1 道路通行規制要領等

2 輸送力の確保

【総務対策班、消防機関】

(1) 輸送の方法

ア 災害時における輸送は災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等十分調査し最も迅速・確実に輸送できるものをもって行う。

イ 人員、物資の優先輸送

(ア) 人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、災害対策本部員、消防団員、消防職員、応急復旧作業員及び要員並びに被災者などとする。

(イ) 物資の輸送

物資の輸送については、緊急物資、食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品並びに災害用復旧資材を優先輸送する。

(2) 車輛等の確保

ア 村有車輛の確保

車輛等の把握、配車については、総務班が担当する。各班は車輛を必要とするときは、総務班に配車の要請を行う。

イ 村有車輛以外の車輛の確保

村有の車輛が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げる。

ウ 航空機による輸送

災害による交通途絶、その他の理由により空中輸送が必要な場合は「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによるもののほか、防災消防ヘリコプター等を要請して行う。ヘリコプター発着予定場所は、資料編に示すとおりである。

エ 人力による輸送

災害のため車輛等による輸送が不能な場合は、労務者による人力の輸送を行う。

(3)各輸送関係機関の措置

ア 県下のトラック、バス輸送業者は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。

イ 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車輛等の借り上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家用車両等の借り上げについては、謝金として輸送業者に払う料金の範囲内で、所有者と協議して定めるものとする。

3 災害救助法による輸送の基準

【各班】

(1)輸送および移送の範囲

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

(2)輸送の期間

各救助の実施が認められる期間以内

第24節 緊急通行車両確認計画

村は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

1 緊急通行車両における輸送対象の限定

【総務対策班】

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

(1) 第一段階（地震発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

(2) 第二段階（応急対策活動期）

- ア 前記(1)の継続
- イ 食料、水等生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

(3) 第三段階（復旧活動期）

- ア 前記(2)の継続
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

2 緊急通行車両の確認

【総務対策班】

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行のための車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行うものとする。

(1) 申請手続（申請窓口）

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申請を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。

- ア 知事（県） 知事公室危機管理防災課
- イ 公安委員会
 - (ア) 県警察本部 交通部交通規制課
 - (イ) 各警察署 交通課

(2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両であることを確認したときは、知事及び公安委員会は、速やかに災害対策基本法施行規則に定める証明書及び標章を申請者に交付するものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出（県公安委員会）

村は、緊急通行車両について、次の車両について事前届出を行っておくものとする。

- ア 村が所有する車両
- イ 村が契約等により専用に使用する車両
- ウ 村が災害時に関係機関・団体等から調達する車両

第25節 民間団体活用計画

災害における民間団体〔青年団、婦人会（日赤地域奉仕団）赤十字ボランティア（奉仕団、防災ボランティア）〕の活用については、本計画の定めるところによる。

1 実施機関

【住民福祉対策班】

- (1)民間団体の活用は、村長が当該民間団体の協力を求めて実施するものとし、処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、応援協力を求めて応急処置に当たるものとする。
- (2)災害、又は広範囲にわたる災害のとき、あるいは村において処理できない場合は、知事又は県教育委員会がこれを行うものとする。

2 活用方法

【住民福祉対策班】

(1)活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとする。

フェイズ	時期	活動内容
フェイズ0	災害発生直後 (被災者周辺住民による活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急処置 ・ 救出 ・ 搬送
フェイズ1	緊急対応期 (県等からの要請後 団体の協力による活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア本部の設置 ・ 炊き出し ・ 応急復旧 ・ 連絡手段の確保 (アマチュア無線) ・ 安否調査 ・ その他
フェイズ2	応急対応期 (ボランティアによる機能的活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所支援活動 ・ 心のケア ・ 協力支援体制の確立 ・ その他
フェイズ3	復興期 (地域ボランティア組織の支援活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の撤退準備 ・ 活動記録 ・ 報告書の提出 ・ その他

(2)活動範囲

活動範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として村内全域とする。

(3)活動期間

県等からの要請により活動開始した時期（フェイズ0若しくは1）から～フェイズ3の撤収までとする。

(4)その他

民間団体の活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、村の要請により活動する場合においては応援に要した費用は村が負担するものとする。

第26節 労務供給計画

災害時において応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てるが、特定作業あるいは、労力に不足を生じる場合の計画は、次により実施する。

1 労務者の雇上げ方法

【総務対策班】

村は、特定作業に労力が必要なときは、各課の要請（労務者雇上げ依頼票）により、熊本県阿蘇地域振興局長を通じて、熊本職業安定所長に対し、文書又は口頭をもって要請する。なお、労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- (1) 求人者名
- (2) 職種別、所要労務者数
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 労働条件
- (5) 宿泊施設の状況
- (6) その他必要事項

2 従事命令等による労務者の確保

【総務対策班】

応急対策に使用しうる労務作業の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出のための機械器具の資材の操作
- (2) 医療助産の移送
医師等が到着しなければ、医療措置を講じられない重症患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他の方法がない場合
- (3) 飲料水の供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布等
- (4) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (5) 死体の搜索処理

3 賃金の基準

【総務対策班】

賃金の基準は、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して災害対策本部長が定める。

4 賃金の支給方法

【総務対策班】

賃金の支給は、各課において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

労務者雇上げ依頼票

課名				作業内容	
雇上げ理由				雇上げ期間	
所要人員	男	女	計	就労時間	
	人	人	人		
就労場所				賃金	

第27節 保健衛生計画

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、県が定める「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」により行うものとする。

1 防疫活動

【保健衛生対策班】

(1) 実施期間

災害時における防疫事業は、県知事の指示に従い、村が行う。ただし激甚災害のため村において十分な防疫活動ができない場合は、県に要請する。

(2) 防疫態勢の強化

防疫活動の徹底を図るため、村は、県、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

(3) 防疫班の編成

村は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

(4) 防疫班の業務及び実施の方法

ア 検病調査及び健康診断

被災地区の区長及び衛生班長を通じ各戸を調査して行う。検病調査班は県知事が編成する。

イ 避難所の防疫措置

(ア) 避難所の清潔方法、消毒方法の実施

(イ) 避難者に対する検病調査の実施

(ウ) 給食従事者に対する健康診断の実施

(エ) 配膳時の衛生保持、残・廃物等の衛生的処理の指導

(オ) 飲料水等の水質検査の実施指導

(カ) 避難所内における衛生に関する自治組織編成の指導

ウ 臨時予防接種の実施

エ 患者の収容

(ア) 伝染病患者又は保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒

(イ) 伝染病院又は隔離病舎に収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

2 消毒及びそ族昆虫駆除

【保健衛生対策班】

(1) 消毒の方法

被災地又は避難所の状況に応じて機械をもって防疫活動を実施する。

ア 床上浸水家屋

減水後直ちに床、壁はクレゾール石鹼液でよく淨し、器物は消毒し、床下消毒等の措置は床下乾燥後実施し、便所の消毒等について衛生上の指導を行う。

(一戸当り石灰 2 kg、クレゾール石鹼液 50 g)

イ 床下浸水家屋

減水後、汚物を除却し、清掃、風通を指示し、清掃完了した地区より逐次石灰を配布し散布を行う。

(一戸当り石灰 1 kg、クレゾール石鹼液 25 g)

ウ 下水又は避難所の状況に応じてそ族昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

3 食品衛生の確保

【保健衛生対策班】

(1) 食中毒の未然防止

食中毒の未然防止にあたっては、県の指導に基づき実施する。

ア 食品の流通拠点における食品の搬送等における衛生確保

イ 避難所等における食品の衛生的取扱、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等

ウ 食品関係営業施設における衛生確保 等

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合は、県に報告する。県により、所要の検査及び食中毒の原因食品、原因施設等の調査を行うものとなっている。

4 健康管理

【保健衛生対策班】

(1) 保健及び栄養指導

村は、災害時保健活動マニュアルに基づき体制整備し、被災者の健康管理を行うものとする。

住民の健康管理を図るため、必要に応じ、県と連携し、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。

(2) エコノミークラス症候群の予防活動

ア 発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、村は関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

イ 村は県と連携し、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図る

ものとする。

(3) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

ア 避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、村は県、歯科医師会及び歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

イ 村は県と連携し、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

(4) 精神保健相談等（被災者のこころのケア）

県では、災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じ、心のケアに関するニーズを把握するとともに、次の措置を行うものとしている。村では、早期から早期から保健師等による巡回チームを編成し、避難所を見回り、心のケア対策を行うものとする。その際、カルテを用いて情報共有を行い、きめ細かな対応に努めるとともに、必要に応じて県に応援を要請するものとする。

ア 初期

(ア) 精神科救護所の設置

(イ) 精神保健巡回診療及び相談の実施

(ウ) 精神保健医療情報の提供

(エ) 夜間相談窓口の設置

(オ) 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

イ 安定期

(ア) 仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談支援

(イ) 被災地でのこころのケアに携わる人材の育成

(ウ) 被災者の支援者（市町村職員等）への支援

(エ) 被災者等のこころの健康に関する普及啓発

(オ) 被災者の中長期的なこころのケアを行う体制の整備

5 生活衛生の確保

【保健衛生対策班】

村は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため入浴支援マニュアルに基づき、県や公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

6 被災動物対策

【保健衛生対策班】

災害によって負傷した動物（犬、猫等）のある場合は阿蘇保健所に連絡し、保健所において飼養動物を保護収容するとともに、関係機関・団体と連携して返還、譲渡等を行うものとする。

第28節 災害ボランティア連携計画

1 災害ボランティアセンターに係る体制整備

【住民福祉対策班、社会福祉協議会】

村内で甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、村社会福祉協議会（以下「西原村社会福祉協議会」という。）は災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を設置する。

なお、設置場所は複数定めておくもとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

また、村（住民福祉対策班）は、支援ニーズや緊急度、優先順位等について、西原村社会福祉協議会、村を支援するNPO、ボランティア関係団体等との情報共有を図るものとする。

2 各主体の役割と機能

【住民福祉対策班、社会福祉協議会】

(1) 村ボランティアセンターの役割

- ア 他市町村やNPO等のボランティア団体との連絡調整
- イ 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ウ 活動用資材や機材の調達
- エ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- オ ボランティアの受入
- カ ボランティア希望者の配置等
- キ ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
- ク 現地での支援活動の調整
- ケ ボランティアの健康管理
- コ その他

(2) 村の対応

- ア 連絡調整窓口の設置
- イ 活動場所の提供
- ウ 行政情報の適切な提供
- エ その他必要な支援

(3) 組織及び運営体制

ア 組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

イ 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

(4) 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、西原村社会福祉協議会等にその活動を引き継いでいく。

3 村と村内のNPO等との連携

【住民福祉対策班、社会福祉協議会】

大規模又は甚大な災害が発生した場合、村は、被災地センター及び活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

4 個々の分野における専門ボランティアとの連携

【各班】

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となる。

災害発生時において、専門ボランティアの支援が必要な場合、各担当班が直接、県の所管課に対して支援の要請等の連絡調整を図るものとする。

分野	専門ボランティアの名称又は所管・団体名	要請先（県）	村の担当課
土木・建築	山地防災ヘルパー	県森林保全課	産業課
	被災建築物応急危険度判定士	県建築課	建設課
	被災宅地危険度判定士	県建築課	建設課
	砂防ボランティア	県砂防課	建設課
通信	（一社）日本アマチュア無線連盟熊本県支部	県危機管理防災課	総務課
救助	NPO法人九州救助犬協会	県危機管理防災課	総務課
医療・介護等	（公社）熊本県看護協会	県医療政策課	保健衛生課
	（公社）熊本県薬剤師会	県薬務衛生課	保健衛生課
	（一社）熊本県医薬品登録販売者協会	県薬務衛生課	保健衛生課
	熊本県製薬協会	県薬務衛生課	保健衛生課
	（一社）熊本県医薬品配置協会	県薬務衛生課	保健衛生課
	（一財）熊本県ろう者福祉協会	県障がい者支援課	住民福祉課
	熊本県介護支援専門員協会	県認知症対策・地域ケア推進課	住民福祉課

第29節 廃棄物処理計画

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、村はあらかじめ被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定しておくものとし、災害時は災害廃棄物処理計画に基づき、実施する。

1 実施責任者

【保健衛生対策班】

村長は、災害により汚染したごみ、し尿等を速やかに処理して、清潔を保ち生活環境を整備する作業を実施する。

2 被害状況調査、把握体制

【保健衛生対策班】

村は、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備し、速やかに被害状況を把握するとともに、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、阿蘇保健所へ報告する。

3 基本方針

【保健衛生対策班】

- (1)生活系ごみやし尿の処理については、衛生の確保を最重点として対応する。
- (2)大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の設置等により、計画的に処理を進める。なお、仮置場は、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破碎等）など段階的な処理を踏まえて選定する。
- (3)災害廃棄物をできるだけ分別収集し、リサイクルを推進する。
- (4)災害廃棄物対策業務にあたっては、通常業務と異なる事態が発生することが想定されるため、作業の安全確保を図る。
- (5)道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (6)その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、施設内の所有者または管理者が行うものとする。

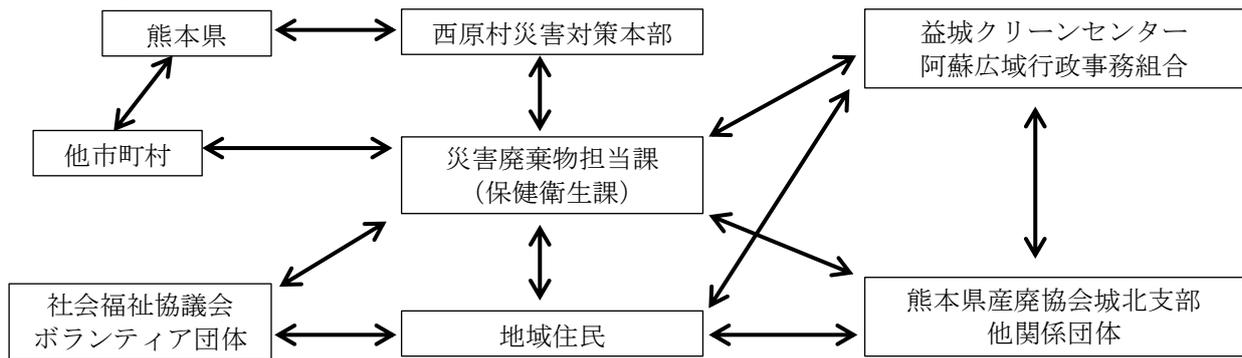
4 体制

【保健衛生対策班】

平常時の収集運搬体制を基本とし、委託（許可）業者が収集運搬を行うものとするが、対応が困難な場合は他市町村、関係業者に協力を要請するものとする。また、益城クリーンセンターや阿蘇広域行政事務組合と相互連携のもと処理を行うものとする。併せて、仮置場においては、適切な分別収集・保管等の運営管理、解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底等を行うため、1ヵ所につき職員5～6名程度（初動は職員対応、その後は責任者（職員）及び委託による民間雇用による）の人員を配置するものとする。

なお、災害時には公民館等を仮置場には設定しないものとする。仮置場候補地は、第31節

に示す。



※近隣市町村や関係団体等とは、協定締結等により災害時の協力体制を整備するものとする。

5 し尿処理

【保健衛生対策班】

(1) 消毒

被災により機能していない汲み取り便所や浄化槽については、公衆衛生上の観点から速やかに汲み取り、清掃、周囲の消毒を実施するものとする。

(2) 収集運搬

平常時の収集運搬体制を基本として、許可業者が収集運搬を行うものとする。

(3) 仮設トイレの設置

衛生・防疫の観点から、一時的に多くの人員を収容する避難所や断水により水洗トイレが使用できなくなった地区などに必要に応じて仮設トイレを設置するものとする。

6 災害廃棄物の収集運搬

【保健衛生対策班】

(1) 生活系ごみは、衛生上の観点から速やかに収集し、処理施設に搬入するものとする。

(2) がれきや粗大ごみは、分別収集に努め、状況に応じて仮置場を利用するものとする。

(3) 水害により水分を多く含んだ畳等のごみは腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生するため、迅速に収集し、処理施設に搬入するものとする。

(4) 仮置場への搬入に際しては、できる限り次の分別収集・保管を行う。

- ①木質系（柱、板等）
- ②金属系（鉄筋、鉄骨、サッシ、その他金属類等）
- ③コンクリート
- ④アスファルト
- ⑤可燃ごみ（紙、布団、畳等）
- ⑥不燃ごみ（瓦、レンガ、ガラス等）
- ⑦混合廃棄物
- ⑧その他不燃ごみ（土砂等）

7 適正処理困難物

【保健衛生対策班】

災害廃棄物のうち、適正処理が困難なものは表1のとおりであり、これらのものについては、処理が可能な業者に依頼するよう広報するものとする。

表1

1. 有毒性のあるもの	農薬、殺虫剤、医療系廃棄物、強酸・強アルカリ性物質等
2. 危険性のあるもの	ガソリン・オイル、シンナー類、ガスボンベ、廃油、火薬類等
3. 容積・重量・長さが著しく大きいもの	ピアノ、農機具、金庫、金属塊、自動車、バイク、タイヤ、ドラム缶等
4. その他、処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	
5. 家電リサイクル法対象物	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、衣類乾燥機

8 災害廃棄物処理の広域応援の要請

【保健衛生対策班、総務対策班】

村は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村等に対して応援要請を行うものとする。また、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合は、県に対して広域応援の要請を行うものとする。

なお、大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合は、災害対策基本法第86条の5の規定に基づき、国による災害廃棄物の処理を代行することができる。

9 死亡獣畜

【保健衛生対策班】

死亡獣畜は原則として、死亡獣畜処理場において処理する。ただし、死亡獣畜処理場において処理することが困難な場合は、知事の指示を受けて処理する。

災害廃棄物対策関連機関等連絡先一覧表

関係機関	電話番号	備考
阿蘇地域振興局	0967-22-1110(代表)	
阿蘇保健所	0967-24-9030(代表)	
(産業廃棄物) 熊本県産業資源循環協会城北支部	096-294-3397	(株)東グリーンロジスティック ス内

関係機関	電話番号	備考
(し尿処理) 阿蘇広域行政事務組合 ・(有)大阿蘇清掃社 ・(有)阿蘇管理センター ・(有)あそ清掃社 ・(有)上村商会	0967-24-5353(代表) 096-279-3220 0967-32-1500 0967-22-0572 09676-7-0154	(阿蘇市跡ヶ瀬) (西原村布田) (阿蘇市狩尾) (阿蘇市一の宮) (南阿蘇村河陽)
(ごみ収集業者) 一般家庭系(委託業者) ・(株)西原エコ・グリーン 事業系(許可業者) ・(株)サンレイメディカル ・(株)くまもと流通 ・(株)西原商店 ・(株)グリーンロジスティクス ・(株)にしはらエコ・グリーン	096-279-3742 096-279-4311 096-384-9162 096-378-0657 096-293-0743 096-279-3742	(医療系廃棄物含む)

第30節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童、生徒の被災により通常の教育に支障をきたした場合に対処する計画である。

1 実施機関

【文教対策班】

村立学校における応急教育は、村教育委員会が実施する。

2 児童生徒等の避難対策

【文教対策班】

(1) 情報の伝達・収集等

ア 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

ウ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

ア 教育長の避難の指示等は、村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生 の 時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

イ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底しておくものとする。

(3) 避難の誘導等

ア 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき、児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

イ 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

(ア) 児童・生徒等に必要な注意を与えると同時に、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

(イ) 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

エ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市町村等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

3 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

【文教対策班】

- (1) 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。
- (2) 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。
- (3) 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
- (4) 避難が長期間となるおそれがある場合は、村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

4 応急教育対策

【文教対策班】

(1) 応急教育実施場所の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、阿蘇教育事務所等関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

ア 火災による被災建物であって木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分

を撤去し、残余の部分は、床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片づけを行い、児童、生徒を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記修理を行い、一時的に使用することとする。

イ 火災以外の災害建物で、大破以下の被災建物は、応急修理のうえ使用するが、この場合建築士の指示により、水平力及び積載荷重に対し、安全の確認を行った後使用すること。

ウ 被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、無災害又は被害きん少の地域の学校施設、公民館、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合児童、生徒の安全とともに教育的配慮を行うこととする。

エ 教育施設の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害きん少学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

(2) 教育実施者の確保等

村教育委員会は、県教育委員会と緊密な連絡をとり、必要に応じ、教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について、応援を求めるものとする。

(3) 災害に伴う学用品の支給

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又はき損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対して、村は必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

(4) 学校給食等の措置

村は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会はこの報告に基づき、村及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法及び供給方法等について指示するものとする。

第31節 障害物の除去計画

1 実施責任者

【土木建築対策班、保健衛生対策班】

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、村長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は村長が行うものとし、村限りで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

2 除去の方法

【土木建築対策班、保健衛生対策班】

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- エ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

ア 住居内の障害物

当面の日常生活が可能な程度の応急的除去に限られる。

イ 交通遮断の障害物

- (ア) 村道、県道上の障害物は、それぞれ村、県が除去するが相互に協力して行う。
- (イ) 河川、橋りょうにおける流水等の障害物は必要機材をもって除去する。

ウ 実施体制

各実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

(3) 災害廃棄物の一時集積場所

がれきや粗大ごみ等の災害廃棄物は、大量に排出されることが見込まれることから、仮置場候補地を次のとおり選定する。なお、仮置場は災害発生規模に応じて設置するものとする。

(仮置場候補地)

仮置場	所在地	地区割	臨時収集面積	備考
1 村民グラウンド	布田字雀塚 1517-1	村内全域		
2 桑鶴(村有地)	小森字土橋 2113-2	小森東区		
3 阿蘇ミルク牧場P	河原字大野 3944-1	河原地区		協定要

※廃棄物の処理等を円滑にするために災害廃棄物の仮置場として受け入れ可能な施設を所有する熊本県産業廃棄物協会の会員を事前に選定することができる。

※学校等(グラウンド)は教育施設であり、非常時は避難所になるため使用しない。

3 障害物の処分方法

【土木建築対策班、保健衛生対策班、総務対策班】

村が保管する工作物の処分については、次により行うものとする。

- (1)保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2)当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3)売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (4)その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第3.2節 公共施設、ライフライン等応急工事計画

公共土木施設、電気、交通施設等の災害対策については、それぞれの機関の防災事業計画によるところであるが、村は、災害発生の場合、それぞれの機関に協力して、その機能の確保を図るものとする。

1 公共土木施設

【土木建築対策班、水道対策班】

災害によって河川、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、所管する機関により実施する。

(1) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、別節「労務供給計画」及び「民間団体活用計画」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

(3) 緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

(4) その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは、村道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に実施しなければならない仮道工事等が必要な場合

(5) 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、砂防施設、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を実施しなければならない場合

(6) 水道、集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行い、処理場、ポンプ場については被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

2 学校施設

【文教対策班】

村教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、

次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急処理

被害箇所及び危険箇所は、早急に処理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

(5) 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

3 その他の公共施設

【各施設管理者】

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

4 ライフライン、交通施設

【総務対策班】

(1) 各ライフライン、交通事業者への通報

村長は、電力施設、通信施設、民生用LPガス等のライフライン及び交通施設に災害が発生し、又発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報する。

(2) 応急対策等への協力

村長は、各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて、協力するものとする。村長は、災害応急対策上の協力の範囲及び方法については、あらかじめ各機関と協議して定めるものとする。

(3) 住民への広報

災害時の停電等において、九州電力、通信事業者等のライフライン及び交通事業者から広報対応の応援があった場合は、防災行政無線等による広報を実施する。

第3.3節 石油供給計画

災害発生時には、関係者間でガソリンスタンドの営業状況等に関する情報共有を行うとともに、災害拠点病院や行政庁舎などの施設（以下、重要施設という。）や、消防・警察・自衛隊車両等（以下、緊急車両という。）へ燃料供給を行う必要がある。

これら燃料供給のための計画は、次に定めるところによる。

1 重要施設への燃料供給

【総務対策班、県、国】

自力での燃料調達が困難な場合の燃料供給計画は、災害の規模等に応じて次のとおりとする。

(1) 地域レベルでの燃料供給

大規模災害発生時、村は県に対して燃料供給要請を行う。県は、これらの要請を取りまとめ、「災害時における燃料油の供給に関する協定」に基づき、熊本県石油商業組合が地域内で優先的な燃料供給を実施する。

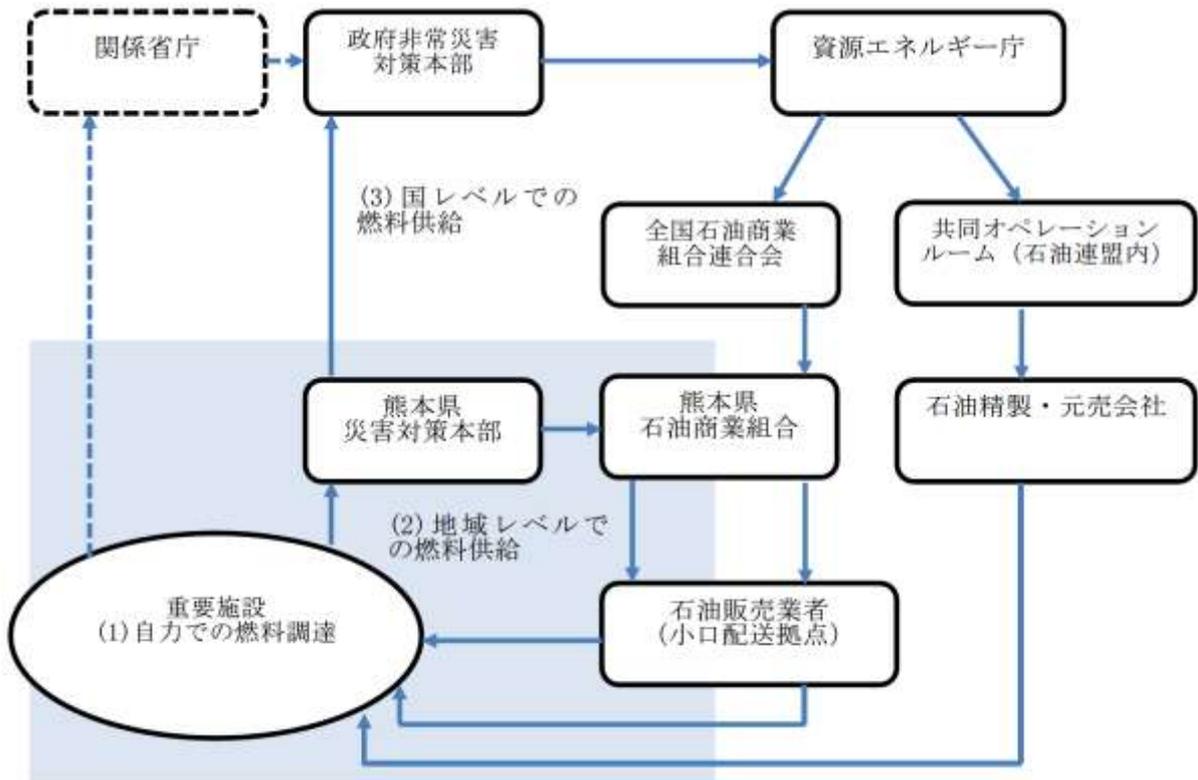
(2) 国レベルでの燃料供給

さらに大規模な災害の場合、災害対策基本法に基づく政府非常災害対策本部において燃料供給の調整が開始されるとともに、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく経済産業大臣の勧告により「災害時石油供給連携計画」が実施され、石油業界における共同の燃料供給体制が構築されることとなっている。

2 重要施設の燃料供給の流れ

【総務対策班、県、国】

重要施設の燃料供給の流れは次のとおりであり、矢印は要請の流れを示す。



第3.4節 航空機災害応急対策計画

【総務対策班、各班】

航空機の墜落等により村内に災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策に定め、もって村民等を災害から守るものとする。

村は、航空機災害が発生し、熊本空港事務所又は関係機関等から災害応急対策実施の協力を求められた場合、指示に従い応急対策を実施する。

第35節 建築物・宅地等応急対策計画

災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1 被災建築物への対応

【保健衛生対策班】

村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県等への協力要請を行うものとし、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を図るものとする。

2 被災宅地への対応

【土木建築対策班】

村は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。

第36節 その他の災害応急対策に必要な事項

1 応急公用負担（災害対策基本法第14条、第71条、第78条、水防法第21条）

【総務対策班】

(1) 公用負担を行使できる者

- ア 知事
- イ 村長
- ウ 警察官
- エ 指定地方行政機関の長

(2) 人的公用負担

応急措置を実施するため、緊急を要する場合、当該地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を 公用令書（様式4の1号）をもって応急措置の業務に従事させることができる。

(3) 物的公共負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石竹木、その他の物件を「公用令書（様式4の2号）」をもって使用し、もしくは収容することができる。

物資の保管命令については、「公用令書（様式4の3号）」による。

(4) 公用負担の変更及び取消し

公用令書を交付した後当該公用令書にかわる処分を変更し又は取り消したときは、「公用変更令書（様式5号）」又は「公用取消令書（様式6号）」を交付しなければならない。

2 災害対策本部に従事する者の腕章

【総務対策班】

災害対策本部に従事する者は左上腕に「(様式7号)」の腕章を着用する。

3 災害応急対策に使用する車両の標示

【総務対策班】

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に次の標示をする。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・復興の基本方針

1 災害復旧・復興の基本方向

【企画商工課、全課】

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、村内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

2 施設災害復旧計画

【企画商工課、全課】

(1) 災害復旧の基本方針

ア 村は、応急対策を実施したのち、できるだけ迅速に着工し、短期間で完了するようつとめることとする。

イ 災害復旧について、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに原形復旧にとどまらずにさらに災害関連の改良事業を行う等施設の向上を配慮するものとする。

(2) 復旧計画

災害の復旧に関して、現在の各種法令の規定により恒久的復旧のための災害復旧計画を作成し速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、短期完成を図ることを目指す。

なお、施設の災害復旧に関する主な法律は次の通りである。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

イ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

エ 道路法（昭和27年法律第180号）

オ 河川法（昭和39年法律第167号）

カ 砂防法（明治30年法律第29号）

キ 海岸法（昭和31年法律第101号）

ク 港湾法（昭和25年法律第218号）

ケ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

コ 生活保護法（昭和25年法律第144号）

サ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- シ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ス 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- セ 売春防止法（昭和31年法律第118号）
- ソ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

【建設課】

災害復旧の実施責任は、原則として村の管理に属するものは村において実施するものとし、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2 復旧方針

【建設課】

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3 対象事業

【建設課】

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

区分	主な施設
河川	河川法第3条による施設等
砂防施設	砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
林地荒廃防止施設	山林砂防施設
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
道路	道路法第2条第1項に規定する道路
公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの
集落排水施設	農業農村整備事業で整備した農業集落排水施設及び漁港村環境整備事業で整備した漁業集落排水施設

4 財政援助

【会計課】

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

【産業課、建設課】

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には村、土地改良区、農業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大きく、高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行される。

2 復旧方針

【産業課、建設課】

農林水産業施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

3 対象事業

【産業課、建設課】

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設農地の利用又は保全上必要な公共的施設
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防（海岸を含む。）
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

ア 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）

イ 林道

(4) 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又はその他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

ア 倉庫

イ 加工施設

ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4 財政援助

【会計課】

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1 住宅災害復旧計画

【総務課、建設課】

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、村において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と（独）住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、（独）住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

(4) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

2 公立学校施設災害復旧計画

【村教育委員会】

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

村立学校施設の復旧は、村長が行うものとする。

(2) 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

(3) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
- イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

4 水道施設の復旧計画

【建設課】

水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。

(1) 実施機関

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の池状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。

5 土砂災害復旧計画

【建設課】

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

(1) 実施機関

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県が実施する。

(2) 復旧方針

再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努めるものとする。

(3) 対象事業

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

6 文化財災害復旧計画

【村教育委員会】

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業として、村、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第5節 被災農林業の経営安定計画

【産業課】

被災した農林業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。

(1) 天災害資金

天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

(2) 農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

(3) 日本政策金融公庫資金

被災した農林業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要運転資金を融資する。

(4) 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

(5) 災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

(6) その他

(1)から(5)の支援は、国、県、村、融資機関及び関係機関が連携して実施する。

第6節 被災中小企業振興計画

【企画商工課、県】

中小企業が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置等は県が行うものとなっているが、これら被災中小企業者の経営の安定を図るため、必要に応じ融資制度等の周知を図るものとする。

(1) 災害復興資金融資

県は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。

(2) 償還の延期等

県は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

(3) 信用補完制度の充実

県は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

(4) その他

県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図る。

また、金融支援の他、被災状況を鑑み、各種制度の活用や相談会の実施、被災企業の人材や受注機会の確保、商品力強化、国内外への情報発信等、必要な支援措置について国や関係機関と連携して取り組む。

第7節 被災者自立支援対策計画

災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1 被災者に対する生活支援等

【建設課】

村は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。

2 被災者に対する生活相談

【建設課】

村は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

3 罹災証明書の交付

【税務課】

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。また、平時から被害状況調査に必要な資機材等を準備しておくとともに、被害認定調査の研修への参加、実務経験者や研修受講者等のリストアップ、マニュアルの作成等、罹災証明書の迅速な交付に向けた準備をしておくものとする。

さらに、村は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

【他の建物調査との違い】

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	村（県等が支援）	村、県	村
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

4 被災者台帳の作成等

【住民福祉課】

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

【住民福祉課】

通常的生活保護の取り扱い個人申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

6 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

【住民福祉課】

村は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

7 義援金・救援物資募集配分計画

【住民福祉課】

(1) 実施機関

災害義援金品の募集、配分は次の機関をもつて構成し、各機関が共同しあるいは協力して行う。

村、日本赤十字社村分区、西原村社会福祉協議会、民生委員協議会、小・中学校、その他の

各種団体、各地区

(2) 募集要領

災害義援金品の募集は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合に次の方法により行うものとする。なお、募集内容に当たっては被災地の状況等を考慮して行うものとする。

県単位機関からの通知を受け、あるいは村単位機関において関係機関が協議して募集することに決定したとき、募集の細部について更に協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかけるものとする。

(3) 義援物資の取り扱い

小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入れに係る取扱いを決定し、ホームページやメディアによる情報発信を行うものとする。

また、県を通じて配分される企業又は団体等からの救援物資については、随時、被災者ニーズとのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。

(4) 引き継ぎ

村で受付募集した義援金品の輸送及び引継ぎは次の方法により行う。

ア 義援物資の引き継ぎ

集積した義援物資は村において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付するものとする。ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合においては、県単位機関において、一括配分機関に引き継ぐものとする。

イ 引き継ぎの記録

義援金品の引き継ぎに当たっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておくものとする。

ウ 引き継ぎをする配分関係

義援物資の引き継ぎは、おおむね次の区分による配分機関へ行うものとする。

(ア) 県外の災害

災害が2市町村以上のときは、県単位機関に、単独市町村のときは市町村単位機関に引き継ぐものとする。

(イ) 県内の災害

災害が単独市町村のときは、その市町村単位機関に、また同一郡内で2市町村以上のときはその郡単位機関に、その他広域のときは、県単位機関に引き継ぐものとする。ただし、郡あるいは県単位機関に引き継ぐべき災害であっても、募集機関が直接指定市町村等に引き継ぐとき、又は郡単位あるいは県単位が調整して直接引き継ぎ市町村を指定したときは、市町村単位機関に直接引き継ぐものとする。

(ウ) 引き継ぎを受ける配分機関

義援物資の引き継ぎは、次の機関とする。

県機関 県知事、日本赤十字社県支部長
郡機関 県福祉事務所長、郡町村会長
市町村 市町村長

なお、義援金についても本機関に引き継ぐものとする。

(5) 配分

引き継ぎを受けた義援金品は、次の方法により配分するものとする。

ア 配分の基準

配分の基準は、おおむね次のとおりとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

(ア) 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

(イ) 無指定金銭

死者（含行方不明で死亡と認められる者）	1
重傷で障害が相当残る程度の者	1 / 2
その他の重傷者	1 / 3
全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

イ 村における配分

県及び郡単位機関から配分を受け、又は村で受けた義援金品はアに定める基準を参考にして民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分を行うものとする。なお各世帯配分にあたっては「衣料品等生活必需物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えないものとする。

ウ 配分の時期

配分はできる限り受付け又は引き継ぎの都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、少額の時は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したときに行う等、配分の時期には十分配慮して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については、速やかに処理するよう常に配慮して扱うものとする。

エ 義援金品の管理

義援金及び義援物資は、次の方法により村において管理するものとする。

金銭の管理は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

8 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

【住民福祉課】

村は県と連携し、手続の体制等を整えるとともに、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (5) 生活福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

9 被災者の自立支援に資する情報の提供

【住民福祉課】

村は、各種制度における減免措置などの被災者の自立支援に資する情報について、県と連携し、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

第8節 復興計画

【企画商工課】

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

村は、必要に応じ、災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。